

議長／これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりと定め、直ちに議事に入ります。

まず、日程第1を議題といたします。

これより、14日の本会議に引き続き、各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問に入ります。

よって発言は、お手元に配付いたしました発言順序のとおりに願います。

渡辺君。

なお、渡辺君より資料を使用したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

渡辺議員／おはようございます。

民主・みらいの渡辺でございます。

それでは通告に従いまして、早速一般質問を始めます。

まず初めに、今定例会で提案されております福井県並行在来線の経営企画案について伺います。

我が会派の代表質問でも取り上げましたけれども、JR西からの鉄道車の譲渡、あるいは経営支援につきましては、知事をはじめ県のこれまで3年間の粘り強い交渉の成果だというふうにも高く評価をいたします。

一方で、資料1にお示ししましたとおり、今回の経営計画で示された例えば運賃、あるいは経営安定資金などは、開業年度の1日当たり2万人という利用者数、これを11年間維持し続けることを前提に算出をされております。

しかしながら、このコロナ禍の中で例えば令和2年度の利用客は、1万5,000人にまで減少している。

さらには、在宅勤務、これが定着してきたことによって、通勤の定期券利用者、これも一定数減少しているという中で、これはこの目標達成にはかなりの経営努力がいるのではないかというふうに思われまして、さらなる努力を期待しているところでございます。

一方で、この運賃収入のほかに運輸雑収入というのが3.9億円計上されておまして、この3.9億という額も、これは経営を安定的にするためには大きな額であるというふうに思います。

そこで、この運輸雑収入3.9億円は、何ををもって試算された数字なのか、その算定基準を伺います。

また、運輸雑収入の見込額が10年間、これは同額のまま推移しているわけですが、例えば、しっかりと営業努力をして、この額を増やしていくことが可能なかどうかを伺います。

今回、経営計画に示されました利用促進策の切り札となるのが、私は新駅の設置だと思っております。

現在、福井市それから鯖江市、越前市、この3市で新駅の設置が検討されておりますけれども、この中で鯖江市と越前市はほぼ1か所で示されております。

しかしながら、福井市は現在3か所の候補地が示されております。

これを一日も早くこの候補地を1か所に決めて、そして新駅の開業に向けて準備をしていくこと、これが利用促進にもつながる大事なことだと私は思います。

平成27年に開業しました富山県の並行在来線「あいの風とやま」では、当時、宅地開発が進んでいた場所を早々この新駅の候補地として決めまして、開業2年前の平成25年には基本設計を手がけおります。

しかしながら、実際に新駅が開業されるまでには5年の歳月を費やしているわけなんです。

なので、このスケジュールを今回この福井県に当てはめると、例えば、今年度仮に新駅を決まりましたと、新駅の候補地が決まったと。

そして、来年基本設計に手がけたとしても、実際の開業になっては令和9年の春というふうなことになります。

当然、新駅の決定が遅れば、それだけ利用促進も遅れるわけでありまして、先ほど言いました1日2万人の利用者数を11年間維持するというふうな計画も、極めて厳しくなるのではないかとこのように考えます。

もちろん、この新駅の決定はこれは市の判断でございませうけれども、経営支援をする県としましても、この決定に向けての後押しをしっかりとすべきというふうに考えます。

並行在来線の新駅開業が一日も早くなされるべきと考えませうけれども、今後のスケジュールも含め知事の所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／渡辺議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、並行在来線の新駅の早期開業に向けた所見についてお答えを申し上げます。

並行在来線の新駅につきましては、昨年度、福井市と、それから鯖江市、越前市におきまして、設置の可能性強化調査を行っているところでございます。

一定の新しい乗車の方というのが見込まれるということで、そういう意味では経営的にも収支プラスになるというような結果が出ているわけでございます。

現在は、各地におきまして地元の意向調査も並行して今、行っているというところでございまして、福井市におきましても同じように意向調査を行っているところと。

福井市におきましては、その意向調査の結果を踏まえて、候補地は今3つあるというふうに伺っておりますが、それを1か所に決めていくというような手続に入るというふうに伺っているところでございます。

県といたしても、また並行在来線の会社といたしましても、可能性のある駅ということになりますので、できるだけ早く開業したいというふうに考えております。

一方で、これまでの例を見ますと、例えば富山なんかでも新駅をつくるというふうになりますと、新しく開業してから実施設計に入っていき、詳細設計に入っていきというようなそういう手順を踏んで、大体3年ぐらいかけて開業するというような手順になっているようでございます。

ですので、今回福井県といたしましては、できればJR、現場の工事は動いている最中に

やるってなかなか大変かもしれませんが、実施設計の段階だけでもJRに開業する前にやらせていただければ、その分1年ぐらい早く開業ということも可能になりますので、そういったことを一つは求めていきたいというふうに思いますし、また、開業となりますと駅舎なんかを直すというようなこと、つくらないといけませんので、こういったことの補助も県として行っていく、そういうことも考えていきたいと思って、一日も早い開業に向けて県としても努力をしております。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から1点、運輸雑収入の算定基準と営業努力による増加の可能性についてお答えいたします。

運輸雑収入3.9億円でございますが、その主な内訳といたしましては、福井駅の高架下の賃料これが1億円を見込んでございます。

そのほかの駅のテナントや土地の賃料で6,000万円、駅等の広告料で2,000万円、JR貨物の電気料負担、それとJR南福井駅の使用料この両方で1.9億円を見込んでいるというようなことございまして、これは現在のJRの実績を参考に試算をしているものでございます。

今ほど申し上げたうちの賃料、広告料、これは運賃以外の貴重な収益でございますので、JRから譲渡される駅の施設でありますとか、周辺土地の有効活用、広告スペースの拡大などで収益を上げていきたいと。

さらには、ツアー旅行の企画でありますとか鉄道グッズの販売、こういったものも可能性としてはあるのかなというふうに思っております。

収支計画上は同額というふうに見てございますが、これが少しでも増えていくように収益の増加を図っていきたいと考えてございます。

議長／渡辺君。

渡辺議員／非常に明快な回答ありがとうございました。

ぜひとも頑張ってくださいと思います。

続きまして、経済的に困窮をしている高校生の支援についてお伺いをします。

先月8月4日には「高校生県議会」が開催をされましたが、私は山浦議員と共に県立道守高校を担当させていただきました。

御存じのように、道守高校は定時制とそれから通信制を併設の学校でありまして、働きながら学ぶ生徒が比較的多い学校でございます。

昨日も山浦議員の一般質問でも触れられておりましたけれども、経済的に苦しい現状にあっても、自分の目標を見失うことなく一生懸命頑張っているこの高校生たちの生の意見を聞かせていただくことができました。

その中で、一人、A子さんという方の紹介をしたいと思うんですけれども、現在、彼女は母子家庭でありまして、上のお姉さんが大学生、そして下の弟さんが高校生、自分も進学

を希望はしているというふうなことでございます。

病気を抱えながら働いているお母さんの収入を助けるため、山浦議員も触れておりましたけれども、多いときで月100時間のバイトをしていると。

そうしながら家計を支えているというふうなことをお聞きしました。

それでも、やっぱり進学するだけの経済的な余裕がなかなかないというふうなことでございました。

お母さんは借金をしてでもこの子、A子さんの進学をさせるというふうに言っているそうでございますけれども、A子さんがこの病気を抱えた母親をこれ以上負担をかけたくないというふうなことで、この高校生県議会ではときおり涙ぐみながらに母子家庭に対する行政支援を訴えておりました。

今回の取材を通して、定時制、それから通信制に通う生徒たちは、比較的、一人親の割合が多いなというふうなことを気づきました。

仮に、こういった家庭でその働き手である大人の方々が、病気等で倒れたりして働けなくなると、途端に生徒が困窮をすると。

あるいは、もしかするとヤングケアラーの状態になるというふうなことも分かってまいりました。

こうした生徒たちのために、教育的あるいは福祉的な行政支援が様々な用意はされておりますけれども、残念ながらこういった制度の周知をきめ細かに周知をすると。

あるいは、この申請の手続を支援するというふうなことを、学校のみでは限界があるというふうなことも見えてまいりました。

こうした困窮する生徒たちを早期に発見して、支援につなげるというふうな役割として期待できるのがスクールソーシャルワーカーでございます。

このスクールソーシャルワーカー、今現在、定時制が県内7校ございますけれども、ここに配置されている数は3名という少ない人数でございます、さらに通信制に関しては未配置でございます。

経済的な理由で希望する進学や就職を諦めることなく、定時制・通信制高校に一人でも多くのスクールソーシャルワーカーを配置して、生徒たちにきめ細かなサポートができる体制を構築すべきと考えますけれども、所見を伺います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／スクールソーシャルワーカーの配置についてお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーは不登校や家庭環境、発達に関する問題などに対して、児童相談所や福祉事務所などの外部機関と連携し、家庭、友人関係、児童生徒を取り巻く環境の問題を解決することを目的としております。

現在、スクールソーシャルワーカーにつきましては、道守高校、それと武生高校と若狭高校定時制の3校を拠点校として3名を配置し、定時制高校7校の相談に応じております。

加えて、教育総合研究所に常駐している2名のスクールソーシャルワーカーが、全県下の児童生徒に関わる相談に対応しております、道守高校の通信制の生徒に対しても対応す

ることが可能となっております。

生徒が経済的な理由で希望する進学や就職を諦めることがないように、昨日も申し上げましたが、ホームページ等で支援制度を周知するとともに、スクールソーシャルワーカーだけでなく、教員やスクールカウンセラーなどが連携して、よりきめ細やかなサポートを行ってまいりたいと考えております。

議長／渡辺君。

渡辺議員／ぜひ統合的な連携で、高校生たちをぜひ救っていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、福井県DX推進事業について伺いをします。

現在、デジタル技術を活用しまして県民の暮らしをより一層高めるための様々な取組がされております。

その中の一つに、ドライバーの運転データを用いた交通安全対策というふうなものがございます。

具体的に申し上げますと、福井市の明新地区を対象にして、通勤に使用している自家用車にタグをつけまして、日々の運転の状況をデータとして集積して、それを交通安全対策につなげるというふうなものだと聞いております。

この10月から社会実証を始めるというふうなことでございましたけれども、この取組もなかなか興味深いものだなというふうに私も関心を高く持っております。

そこで、この社会実証によってどのような交通安全対策につなげていくのか、より具体的にその取組について伺います。

さらに今回のように、地域課題をデジタル技術によって解決する取組、こうした取組として今後もどのようなことが考えられるのか、その可能性について知事に所見を伺います。

現在、業務改善を進める上で「RPA」というツール、これが注目をされております。

「RPA」とは、資料2でお示ししましたとおり、これまで手作業で行っていた定型的な業務を、ロボットが行うというふうなことだとお聞きしました。

私もちょっと分からなかったです。

分かりやすく言いますと、例えば名簿があって、それを手でパソコンに打ち替えるときに、手入力をしていると膨大な時間がかかったり、あるいは打ち間違いといったヒューマンエラーも発生するというので、こうした簡単で繰り返し行う作業、これをRPAで置き換えると格段に作業の効率化が進むというふうなことを聞いております。

知事部局も、統計情報課を中心にこのRPAを令和元年から試験導入しまして、例えば技能検定合格書の交付業務、それから超過勤務実績データの配信業務、さらには複雑ですけれども教員の旅費の支払い業務、こういったものなど、この2年間で10の業務にわたって約6,000時間の時間を削減することに成功したというふうなことを聞いております。

今年度からはもう一つ新たなRPAを加えて、12の業務で本格運用をするというふうなことで、また、新型コロナのワクチン接種業務であるとか、あるいは様々な支援金の給付業務、こういったものにも活用されているというふうに伺っております。

さらには、このRPAの運用方法を市町にも情報提供する、あるいはこの市町と県で情報交換をするなどして、より一層の効率化を進めるというふうにもお聞きをしました。

RPAを導入したことによる業務改善の手応え、そして、今後のさらなる可能性についてお伺いいたします。

RPAの導入によって、出先も含めた知事部局の職員の業務改善はかなりしっかりと進んでいるというふうに思いますけども、一方で、多忙が問題となっている学校教員が抱える学校業務、こういったものにもデジタル化を取り入れることによって、かなり業務改善が進むんだろうなというふうに思っております。

また、そうすることによって、そこで生まれた時間をより多く教員が子どもたちと接する時間を確保できると、そういったことも期待できると思います。

今後どのような学校業務がデジタル化していくことができるのか、その見通しについてお伺いをします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私から、交通安全対策の実証実験の取組の内容及び今後の地域課題解決への取組についてお答えを申し上げます。

今御指摘をいただきました中身というのは、Smart City Xというプロジェクトがございまして、これに福井県も全国では2つの中の1つになって参画をさせていただいています。

損害保険会社が主になりまして、県と県警が協力をしながら、福井市の明新地区の小中学校3つと、それからその周辺の企業さん30社と協力をいただきまして、持っている車なんかにタグを乗せて、車が急ブレーキを踏んだりとか急ハンドルしたりとかいうのがデータとして蓄積されて、それが分析できる形になる。

こういうことをやって、今までは危険度マップみたいなものは、どこかで事故が何度も起きるとそこで初めてここは危ないんですよって看板を立てたり、こうしていた。

それを急ブレーキしたり、急ハンドルしたりするところというのは、やはり次に大きな事故に結びつく可能性が高いということで、そういったところを事前に察知をする。

それを今度は地図のほうに落として、子どもたちにそれを見せて、ここは気をつけましょうとか、もしくはまた県とか市が看板を立てたり、地面に字を書いたり、そんなような形で危険を回避をしていく、事前に未然に防いでいく、こういったことをやっていこうということでやらせていただいています。

御指摘のとおり、来月からかかりまして1月ぐらいまでデータを取りまして、年度内にはそれを取りまとめて、来年の4月に新入生が入って来る頃にはそれを生かして、マップにして配って新入生の交通安全対策に生かす、こういうスケジュールで今やらせていただいております。

こういった手法は、今年度の当初予算の中でプロジェクト型誘致の補助金というのを取らせていただいております。

どういうことかという、企業誘致という、企業さんに来ていただくということになる

んですけれども、こういう例えば実証実験みたいなものは、場所がなくて、企業さんが考えてるんだけど誰か手伝ってくれないかな、場所提供してくれないかなって企業さんは結構あるということで、プロジェクトを誘致する、それを福井でやってもらう、福井の人に協力してもらう。

そうすることで企業さんはそのことを実験ができて商売にできていく。

こういうことで福井はプロジェクトを誘致しながら、その成果をこちらで使わせていただいたり、さらにはその企業さんに来てもらうとか、こういうことにも結びつけられるということで予算化をさせていただきました。

現在その実証実験、国内外に募集をかけさせていただきましたら、51の企業とかスタートアップが、例えば、地域交通とか医療とか介護、こういったことでいろんな案を出してきて、予算は6件ですので、取りあえずこれから審査をしましてまずは6件に絞って、そういったところで来月ぐらいから実証実験をやっていたらこうと思っています。

これは51件も来ていますので、中身がよければさらに予算措置も考えながら、さらにいろんな形で実証実験を福井で選んでいただいて、何だったら規制緩和のほうも県も一緒になってやるとか、そういうことでプロジェクトから企業誘致に結びつけることにもっていきたいなと考えているところでございます。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から1点、RPAによる業務改善についてお答えいたします。

県では、令和元年度、2年度の2年間にわたりましてRPAの試験導入を行いまして、今ほど議員お話のありましたように、10業務で年間6,000時間の削減効果があったというところでございます。

これについては、システムを業者に委託してやったという形でございますが、今年度からは、職員が既存のツールを使ってRPAシナリオを作成・運用するというところに着手をしてございます。

そのための職員向け研修を実施しましたところ、延べ80人が受講したというところでございます。

具体的な取組例で申し上げますと、安全運転サポート者の購入支援の補助金というのがございまして、年間約5,000件くらいの申込みを見込んでございますが、その申請データをエクセルデータにして、それから支払いという業務にいくわけですが、そこを自動化させるというようなことで業務の効率化が進むというようなことを狙っているものでございます。このほか、RPAではございませんが、職員自らが新型コロナウイルス接種のオンライン予約でありますとかマスク会食推進店の地図上への自動表示、こういったシステムを開発したというところでございます。

今後とも職員自身が作成可能なツールを最大限に活用して、業務の効率化・高度化を図っていきたいと考えてございます。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／教職員業務のデジタル化についてお答えいたします。

学校業務のデジタル化につきましては、今年度、県の学力テスト、SASAと言われていますが、その質問紙調査や、中学3年生を対象とした進路希望調査をタブレット調査に改めまして、集計業務の効率化を図っております。

また、各学校でも、もう既にRPAを導入している学校もございますけれども、タブレット等が導入されましたので、タブレット等を用いた出欠確認やいじめアンケートなどが実施されておりますほか、小テストや定期考査の採点業務の今デジタル化も検討されているところでございます。

今月7日でございますが、市町教育委員会との教育DX推進会議を開催し、教員の負担軽減のためのICT利用について情報交換を行いました。

会議では、デジタルドリルの導入について複数の市町が検討しておりまして、教員の宿題点検作業や、また児童生徒の理解度の確認が効率よくできるなどのメリットが話し合われました。

今後もこの会議を定期的で開催し、優れた取組を共有し、県内に広めていきたいと考えております。

議長／渡辺君。

渡辺議員／すごく進んでいるなというふうなことと、これからの伸びしろがかなりあるというふうなことで期待をしておりますので、またぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それでは、次に、今後の介護人材の確保について伺いをします。

厚労省が7月の9日に、全国の65歳以上の高齢者の人口がほぼピークに達すると言われていた2040年度に、一体どのぐらいの介護人材が必要なのかというふうなことの推計を公表いたしました。

それによりますと、2040年度には全国で約280万人の介護職員が必要であると。

これを2019年時点と比較しますと、約69万人ぐらいの介護人材の不足、これが見込まれるというふうなことでございます。

ただ、これはあくまで推計でございまして、20年後の例えば要介護者がどれぐらいいるかというふうな不確定要素もたくさんあるわけでございます。

ただ福井県長期ビジョンにもありますように、例えばですけど20年後の福井をイメージしまして、それに基づいて5年ごとの実行プランに移していくというふうなことを、今、福井県でもやっているわけでございますけれども、そういった観点からもこの介護人材の確保等計画についてもしっかりと20年後の不足分を予想しまして、そして、毎年毎年の確保策につなげていくということは大事ではないかなというふうに思います。

そこで、福井県における20年後の想定される介護職員の必要数、そして、直近の職員数と比較をして、どれだけ不足しているのかを伺います。

県がこの3月に策定をしました「福井県高齢者福祉計画」、これは3年ごとの計画でありますけれども、この計画に従ってしっかりと介護人材を確保していくことが20年後の必要

な介護人材の確保につながっていくものと考えます。

計画によれば、本県の介護職員数は昨年度新たに160人増えて1万1,520人となったということでございますけれども、3年後に向けては、新たに576人の介護人材の確保が必要というふうにお聞きをしております。

しかしながら、心配されるのはこの新型コロナの影響によって、果たしてこの確保の計画が計画どおり進んでいるのかとか、さらには来年の秋に受入れと聞いておりますけれども、タイからの確保人材の確保の計画が順調に進んでいるのかというふうなことも少し気になるところでございます。

そこで、今年度末の目標に向けて介護人材の確保が順調に進んでいるのかどうか、さらにはタイからの介護人材の確保計画の進捗状況についてお伺いをします。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／2点お答えいたします。

まず、福井県における20年後の介護職員の必要数と現在の差についてのお尋ねでございます。

まず、国は算出方法を示しておりまして、まず20年後に見込まれる介護サービスの利用者数、それから現在の利用者当たりの介護職員の配置率などを計算しまして出すということでございます。これによりますと、本県で20年後に必要な介護職員数は1万3,466人という計算になります。

直近の介護職員数が令和2年10月1日時点で1万1,520人ということでございますので、この差は1,946人、20年間でこれだけの介護職員を確保するという必要があるということでございます。

ただ、今、御指摘もございますように、利用者数の推移も変わりますし、それからICTとか介護ロボットとかそういったことも導入される中でどういうふうになっていくかというのは、常に見守っていくという必要があると思います。

それから、今年度末に向けた介護人材の確保、今度は直近でございます。

それからタイの状況についてのお尋ねでございます。

今、御紹介いただきましたように、3年後に576人の介護人材の増員が必要であるということと現在やっております、今年度は昨年度の160人よりも30人多い190人の増員が必要と考えております。

介護職員数自体は10月1日時点で把握して、年末に出るということでございますが、現時点で外国からの介護職員、それから県内養成校の卒業生、日本人を含めて117人が県内事業所に新たに就労していることを把握しておりまして、これは昨年同時期より23人増えているという状況でございます。

介護自体の求人ではなくて求職者のほうも118人昨年よりも増えていまして、率にすると4%なんですけれども、そういったこととか、県も支援策、新たなものを含めまして次々と打っておりますので、その効果も出ているというふう考えております。

タイのほうでございますけれども、現在、今年度内の日本語検定試験合格を目指しまして、

現地の高校生26人、これは想定よりも少し多めでございますけれども、本県から派遣しております日本語教員等による日本語教育を週22時間、かなりの割合になりますけれども、受講を毎週していただいております。

来年春には現地で介護士講習始めまして、これは介護福祉会の派遣を受けてのものです、来年秋には来県していただけるようにということで現在進めております。

議長／渡辺君。

渡辺議員／ありがとうございました。

ほぼ順調に進んでいるということで安心をしました。

それでは最後に、産育休の代替教員不足の解消に向けての質問をいたします。

学校現場では、近年ベテラン教員の大量退職時期を迎えておりまして、圧倒的に全体に占める20代、30代の若手教員の割合が増えております。

当然のことながら、若い教員が増えるということは産休、あるいは育休を取得する教員も増えているわけでございますけれども、依然としてこの産休、育休を取られる方の代わりの先生、代替教員が不足をしているというふうなことを現場の方からよく声が聞こえてまいります。

休業取得者が出た場合には、教育委員会であらかじめ登録をしている教員免許取得者、これを講師として任用しまして、これを代替教員として充てるというふうなことを行うわけでございますけれども、かつてはこの教員採用試験を受けて不合格となった教員が多数登録を、講師として登録をしていたわけでございますけれども、近年は例えば少人数学級を押し進めてきたために教員採用数自体が増えてきたと。

あるいは、そもそもその教員のなり手が不足しているというふうなことから、こうした講師の登録者が減っているというふうなことが現状でございます、これは何も福井県だけじゃなくて、全国的な問題となっていることでございます。

県教委は、来年度から再任用を希望するこの退職教員を原則としてフルタイムで任用しながら、この代替教員の不足の解消につなげていくというふうにお答えになっております。

そこで、来年度、フルタイム勤務での任用を希望する教員の人数を伺います。

また、退職教員をフルタイムで再任用することによって、産休あるいは育休などの代替教員不足がどの程度解消されると見込むのか、この見通しについてお伺いをします。

一方、知事部局で取得が進んでいる男性の育児休業でございますけれども、学校現場ではこれまでほとんど取得をされていないというふうな状況もございました。

今後の取得率の向上が期待されるところでございます。

そこで、令和3年度の男性教員の育児休業取得者もしくは今後取得予定をしている人数を伺います。

そしてまた昨年と比べて、その取得がどのぐらい進んでいるのかを伺います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から2点お答えいたします。

まず、退職教員の再任用による代替え教員不足の解消についてのお尋ねでございます。

令和3年2月に調査した時点で、令和4年度フルタイム勤務での再任用を希望する教員の人数は285名で、今年度よりも125名増加しております。

再任用フルタイムが増えた分、臨任講師を産休・育休などの代替え教員として確保できる見通しであります。

次に、男性教員の育児休業取得について、お答えいたします。

現在把握しております令和3年度男性教員の育児休業取得者数は、今後取得予定の者も含めまして19名であり、昨年度の2名から大幅に増加しております。

育児休業を取得しやすい雰囲気が職場内でも広がってきており、8月末時点における、今年度の男性の育児休業取得率は18.6%でございます。

本県では、今年3月、国の次世代育成支援対策推進法に基づく5か年の行動計画、正式には次世代育成対策推進および女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画と申し上げますが、その行動計画を定めまして、その取組の目標の一つとして「男性の育児休業取得率の向上」を掲げております。

令和7年度末までの30%達成に向けまして、今後もさらなる男性育児休業制度の普及啓発に努めてまいります。

議長／渡辺君。

渡辺議員／男性の育児休業取得が取れる雰囲気に学校現場でなってきたんだというふうなことであれしく思いますし、また期待をしていますので、どうぞ頑張ってください。

少々時間が余りまして、***1点だけ、前田部長にちょっとお伺いをしたいんですけども、昨年度6,000時間削減をしたということで、今年度も本格運用されているというふうなことで、もし分かりましたら、今年度この6,000時間からどれぐらいまた業務削減をする目標があるのか、もし分かれば教えてください。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／再質問にお答えをいたします。

今年度の目標でございます。

具体的に何時間というのは、今のところ設定していないというのが現状でございますが、これまでの6,000時間というのは当然キープした上で、それにかき増しをしていくということでございます。

実際、それぞれの各部の職員が、先ほど申し上げたようなRPA研修を受けまして、実際にそれぞれの業務の中で生かしてございますので、そういったものをきちっとやることによって、ある程度の削減効果っていうのは出てくるのだろうというふうに思っております。

議長／渡辺君。

渡辺議員／質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／以上で、渡辺君の質問は終了いたしました。
西本恵一君。

西本（恵一）議員／公明党の西本恵一でございます。
最初に、新型コロナウイルス対策についてお伺いいたします。
県独自の緊急事態宣言によりまして、8月11日から33日間の長期にわたりまして、飲食店に対し営業時間の短縮要請を行ってまいりました。
感染拡大を防止し、県民の命と健康を守り、医療機関の逼迫を抑えるためではありますけれども、一方で経済を犠牲にすることにもなっております。
例えば、飲食店の時短や酒の提供の制限により、関連する業種では、例えば県の支援策があったとしても、それでは賄えないほどに売上げや利益が減少していないだろうかとか。
また、従業員やアルバイトの給与も減って生活を圧迫することにならなかっただろうか。
量販店などでは飲食店と同じフロアにあるため、時短に応じざるを得ない業種がありましたけれども、協力金の対象とはならず、このように支援の手が隔々まで行き渡っていないこともありました。
さらに、巣ごもりによりメンタル面での影響が拡大していないかと思うわけでありまして。
そこで、時短営業期間を終了した現時点において、まずプラス面の感染拡大防止効果について具体的にお伺いをするとともに、一方で時短に応じた飲食店や関連業種などマイナス面の影響について県はどのように判断しているのか具体的にお伺いいたします。
また、今後感染が拡大し、緊急事態を発生せざるを得なくなり、改めて時短営業を要請するときの支援策の参考にするために、飲食店及び関連する業種に今回の長期時短営業の影響についてアンケート調査を行うことが必要だと思っておりますが、併せて知事の所見をお伺いをいたします。
現在、政府は接種の完了やPCR検査の陰性証明を条件に、制限緩和の行程表を取りまとめ、マスク着用など基本的な感染対策を前提に県境を越える旅行や全国的な大規模イベント、大学の対面授業、部活動、大人数の会食・宴会、感染対策の認証を受けた飲食店での営業や酒の提供などを緩和することを検討しております。
ワクチン接種した人としない人で差別ができるため慎重に扱うべきと思っておりましたが、未接種の方はPCR検査の陰性証明書で考えているとのことでもあります。
しかし、この検査証明にはPCR検査、抗原検査、さらには抗体検査の活用をどのように整理をするのか、民間検査機関の場合の精度管理をどのように考えていくのか、さらに費用をどうするかなどの課題解決が必要であります。
こうした課題が全てクリアされたとして、経済活性化のためではありますけれども、ワクチン接種完了証明や検査証明による利用についてどのように考えられるのか、知事に所見をお伺い

いをいたします。

国は簡易抗原検査キットを幼稚園や小中学校に無償配布し、教員が使用することを原則といたしましたが、児童生徒の体調不良者については医療機関に受診を促すことが原則としつつも、すぐに帰宅することの困難な場合や地域の実情による補助的な対応として、4年生以上の児童生徒も対象としております。

しかし、この検査キットは配布しても使用する場面はないのではないかとの声も聞きます。理由として、自分の鼻に綿棒を入れるのは恐怖感や鼻血等を伴うとか、医療従事者不在の場合に立ち会いを行う教職員は、製品内容証明書とガイドラインの習熟、並びに理解度テストの全問正解を求められているため負担が大きく、採取前に保護者同意の取得が必要であります。

また、検査結果に関わらず医療機関受診を促すことになり、学校で検査しても意味がなく、仮に陽性が出たときに、当該児童生徒を医療機関へ運ぶ手段がないなどであります。

そこで、既に高等学校では希望する場合に検査キットを配布することになっておりますが、これまでの県内高校における利用実績についてお伺いをするとともに、幼稚園、小中学校におけるこのキットの使用についての見解をお伺いをいたします。

県では、10月末までに接種希望する県民が打ち終えることを目指しておりますが、11月以降も未接種のため接種を希望される方が残っていると思われまして、国では3回接種を予定しているとも聞いております。

市町では個別接種のための医療機関や集団接種体制など、今後の接種体制をどのようにすればよいか迷っているとも聞きます。

県としても国と連携し、早期に11月以降の体制について市町に知らせていただきたいと思いますが、どのように考えられているのかお伺いいたします。

越前市で大きなクラスターとなった企業についてお伺いいたします。

8月3日に1人目の感染が発覚以来、9月上旬まで1か月以上にわたり従業員や家族、知人を含め、185名以上の感染者が出ました。

毎日多くの陽性者があったことから、2週間を経たお盆の頃より危機管理対応はどのようになっているのかとの声を聴くようになりました。

特に、8月22日には従業員がカラオケに8人で行って5人が感染したとか、自宅待機をお願いしていた人の中で守らなかった方がいると聞いたときには、誰もが疑問を感じたのではないのでしょうか。

杉本知事の8月25日のツイッターによれば、社長から事業所の一時閉鎖や全従業員へのPCR検査、生産再開時は陰性確認済みの方のみ出社、その後継続的に1週間程度ごとにPCR検査を実施するとのこと。

また、保健所の調査・福井県の要請に誠実に対応するとの回答があったとされておりましたが、既に最初の発症から3週間以上を経た時期の対応であります。

特に、この時期には、越前市の発熱外来でPCR検査依頼が一気に増えて通常診療に支障が出ており、保健所からの依頼や通常の対応で看護師やスタッフが過酷を極め、陽性者の中には一般外来患者に混じって待合・診察(?)を受けることが増えているとの声も聞かえてまいりました。

また、従業員や家族に対し、差別や誹謗中傷があるとの報道がありました。大変に残念なことであります。

結果的に、越前市を中心とする市町に対し、大きな不安と混乱を与えたのではないかと思います。

そこで、このように大規模なクラスターになった原因はどこにあったのか、今後同じような状況になった場合、どのようにすれば最小限の感染で抑えられるのか、この間の企業や県、越前市の対応において、振り返ってみて課題がなかったかお伺いをいたします。

次に、高校教育についてお伺いをいたします。

国では芸術教育の意義として、人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養としております。

芸術分野の教育は単に授業の中だけではないと思いますが、高校においては普通科や職業科を問わず、潜在的に芸術的なセンスや能力を持っている生徒がおりますので、内在する力を引き出し、表現や鑑賞の学習を通して育成させるためには、学校における教育は大きな位置を占めるものと思います。

そこでまず、全ての県立高校において芸術科目を学ぶ環境が整っているのかお伺いをいたします。

また、音楽や美術の教師については生徒の日常の生活や性格をよりよく把握し、将来の可能性を見つけ、育み、進路指導にも関わることができるよう、他の科目と同様に毎日出勤する常勤がよいと思われるのですが、授業時だけ担当する非常勤が在籍する学校は何校あるのか。

なぜ、その学校には常勤教師を配置していないのか、常勤を置く学校との違いは何なのか、その理由を伺うとともに、今後は全ての学校に常勤教師を配置して欲しいと考えますが所見をお伺いいたします。

令和4年度の県立高校の新学科・コースの設置についてお伺いをいたします。

丸岡高校は、来年2つのコースを設置する方向で検討、準備を進めておりますが、そのうち普通科スポーツ探究コースでは、スポーツの強化と機器での動作解析などによる科学的な探求を実施すると示しておりますが、他県においてはスポーツ関連のコースを持つ高等学校において、トレーニングルームや合宿施設などの設備を十二分に使うことができる環境が整えられております。

教育長は6月議会において、サッカーや新体操などを通じたスポーツの科学的な探究を行うとしておりますが、なかなか具体的な育成プログラムのイメージが浮かんでまいりません。

普通科という名称が頭についているので、他県のスポーツコースとの違いはあるのでしょうか。

お伺いをするとともに、また、体育系単位は全体のどれぐらいの割合を占め、全体のカリキュラムはどのようなものを考えているのか、また、トレーニング機器やトレーニングルームなどの配置はあるのかお伺いをいたします。

また、地域みらい留学制度を活用して全国募集することを考えられているとのことですが、嶺南地域や県外からも大いに来ていただきたいと思っておりますが、そのためには寮の整

備は必須だと思われませんが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

続いて、建設産業支援についてお伺いいたします。

建築で利用されているCADソフトであります。無料のJWCADなどを多くの企業が採用しております。

しかし、平面、立面、断面図での設計のため実際に現場で作業をすると、数量や寸法違いなどで手戻りが発生する場合があります。さらには図面に修正が入ると関連する全ての図面を修正しなければならないなどのデメリットがあります。

そこで近年、それらの欠点を補う3次元CAD建築設計システムBIMが出てまいりました。

BIMとはビルディング・インフォメーション・モデリングの頭文字を取ったもので、パソコン上に実物同様の仮想の建物モデルを使って表現する手法であります。

3次元の詳細な立体図面に加え、これまで模型や現物で示していた図をバーチャルでサイバー空間に示すことができ、個々のパーツには寸法などの属性データが入っておりますので材料づくりにデータを連動させることができ、業務を大きく効率化するメリットがあります。

また、改修工事が必要な場合には図面だけでは分からない内部構造が確認できるため、適切な作業が可能となります。

国土交通省住宅局建築指導課に問い合わせたところ、現在BIMモデル事業を実施しており、将来的には業務に必須にする目標だとお伺いをしております。

既に大企業ではBIM導入が徐々に進んでいるようですが、今後、多くの企業で設計手法がBIMに切り替わっていくことが予想され、早い取組が必要とされます。

しかし、BIMは1人当たりの導入費用が約100万円と言われており、複数の従業員のために導入するには多額の費用が伴い、ソフトの習熟にもかなりの時間が必要になることから、小規模事業者では導入にかなりの負担があります。

そこで、本県の建築物の設計効率化を図るために、BIM導入の補助制度と習熟のための教育支援をできないかお伺いをするとともに、県も大規模建築物に対しては、設計会社や建築会社にBIMで設計・施工するように発注し、BIMの普及を図ってはと提案をいたしますが、御所見をお伺いいたします。

建設業で働く技能者は、幾つもの様々な現場を経験してキャリアを積んでまいりますが、その経験や技能が評価されにくく、能力に応じた妥当な処遇を受けられない場合があり、働き手不足や離職率が高い一つの要因となっております。

そこで、国土交通省が適切な評価を可能にするために、建設業に関わる技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などキャリアを登録、蓄積し、技能者の適正な評価や建設事業者の業務負担軽減に役立てるための仕組みである建設キャリアアップシステムの運用を始めます。

働き手のメリットとしては、処遇改善、スキルアップ、転職に役立つなど、モチベーションを向上させるものであり、企業側も書類事務が大幅に軽減できるとされております。

しかし、本格運用が開始されてから2年以上を経過をしておりますが、その導入や運用に手間や費用負担があるなど課題があり、あまり進んでいないのが現状であります。

そこで、本県における建設キャリアアップシステムの普及率はどうなっているのかお伺いをするとともに、県として普及させるためにどのような指導や支援を行っているのかお伺いいたします。

また、少なくとも元請けとなる企業には、各現場に技能者の就業履歴を記録する専用アプリやカードリーダーの設置、データ蓄積のため管理体制が必要となりますが、こうした企業での業務簡素化のソフト支援やハードウェア機器の補助ができないか所見をお伺いいたします。

建設業界の働き方に関する課題の一つが、労働時間が長く休日出勤が多いことで長時間労働が一般化していることを指摘しております。

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によりますと、建設業の月間労働時間は全産業と比較して毎月約30時間多く、年間にする平均よりも300時間以上多いという結果であります。また、月間出勤日数は20.3日、全産業平均は17.7日のため、平均よりも毎月2.5日以上出勤し、週休2日も十分に確保されていない現状であります。

その要因は、発注する工事において工期と経費が十分でないためであり、結果的に長時間労働を促す形になっております。

最近の若者の就労条件は、残業なし、休みあり、と自分の時間を優先する傾向にあり、したがって長時間労働が余儀なくされる建設業に人が集まらない要因となっております。

こうした現状を打破しない限り、建設業の未来はなかなか厳しいと言わざるを得ません。行政発注の仕事でさえ厳しい工期が設定されており、民間工事ではさらに厳しくなる傾向があります。

そこで、建設業の作業効率化を支援するとともに、公共事業、民間事業双方とも発注者側からの工期や経費の改善を促す必要があると思いますが、若者に魅力ある業界にするため、働き方改革への支援について所見をお伺いいたします。

最後に、専門家（士業）の行政参画についてお伺いをいたします。

日本では、国家資格を有する職業を「士業」と呼びます。

このうち法律を扱う主な登録士業としては、弁護士、弁理士、税理士、司法書士、行政書士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士の8つが挙げられますが、これら専門職は国民の権利を擁護し、自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命としております。

その意味では、自治体の中で組織される様々な機関の一員として積極的な関与を行うことにより、専門的見地から知見を発揮し、行政運営に貢献し、結果として県民のニーズに的確に対応していけるものになります。

例えば、市町ではありますが、農業委員会において、農業者以外の者で中立な立場で公正な判断をすることができる者を1名以上入れることが求められております。

また、空き家等対策では、相続人調査や相談業務への対応もでき、行政書士は空き家を民泊にする申請業務を担っておりますが、空き家の有効活用を促すことも可能であります。

そこで、これら士業の中でも司法書士、行政書士、社会保険労務士、土地家屋調査士について、県の附属機関に構成員として参加している者は現在どのようなものがあるのかお伺いをするとともに、これら士業の方を積極的に県行政に関与するよう推進してほしいと要

望いたしますが所見をお伺いいたします。

以上、理事者の前向きな回答を期待し、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／西本議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私からはまず新型コロナウイルス対策について、時短要請によるプラス面の効果と、飲食店や関連業種へのマイナス面の影響についての御質問にお答えを申し上げます。

今回の飲食店への時短の要請につきましては、第5波、7月20日からになりますけれども、この発生後、飲食店で3件のクラスターが発生をしていたと。

それで、結果として61名の方が感染していたと、こういうような事実がございました。

その上で飲食店の方々にも、かなりの数、事前に緊急事態なんかを出す場合、これは時短営業の要請をした方がいいか、それともそうしない方がいいのかというようなことも聞かせていただきました。

大半の方は、しっかりともうそういう場合は緊急事態を出すなら時短要請をしてもらって協力金をもらった方がいいと、こういうようなお話もございましたので、時短要請もさせていただいたというところでございます。

結果として、この時短要請をお願いしてからの期間のクラスターの数というのは1件でございまして、人数にしても1日当たりになりますと3分の1ぐらいに減りました。

そういうところで効果もあったなということを感じているところでございます。

また、第三者認証、マイナス面についてでございますけれども、これは当然売上げが落ちるということがあるわけでございます。

そういうこともありまして、当初から福井県につきましては時短要請をしますけれども、第三者認証店につきましては、必ずしも感染対策をしっかり取っていただければ休む必要はございませんということで、これは全国で当時3件しかなかったと思いますけれども、そういうことで選択ができる、まずは申請さえしていただければ開けますよということもアナウンスさせていただきました。

結果的にはほとんどのところは休業いただいたということでございますけれども、そういうまず選択肢を増やした上でお休みをいただきましたので、今度は当然のことながら協力金を支払った上で、さらには周辺の業種の方も影響を受けてくるということもお伺いいたしておりましたので、今回の補正予算も含めて、時短もしくは緊急事態宣言で50%以上、もしくは30%以上の売上げの減のところの企業さんに対して、この助成金をお支払いするこういった制度も一緒にやらせていただいたというところでございます。

アンケート調査ということがございましたが、これまでも毎月数十の事業所さんには直接どんな状況でしょうかとか聞かせていただいておりますので、今回の先ほど申し上げましたが緊急事態の前後にも状況を聞かせていただいておりますので、これからも事業者の団体さんとか、それから個別の事業所さんにもよく状況を伺いながら、次の手を打つときには考えていきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、ワクチン接種証明や検査証明の利用についてお答えを申し上げます。
今、全国でワクチンの接種、2回終わった方が5割を超えたという報道がございました。
こういったことも受けて、行動の緩和、行動制限の緩和の議論が始まっているんだろうと
思います。

一つ危惧をしていますのは、こういった話がおきると、すぐに接種すればもう自由になる
んじゃないかとか、気持ちが緩むというようなことが起きてくる、そういうことがまずな
いように十分に議論をする段階で、そういったことがないような歯止めをかけておく必要
があると思っております。

その上で、この議論で大事なところは、今、議員御指摘いただきましたけれども、例えば
仕組みをどうするかとか、それから制度がどうだとか、経費、特にPCRの検査は大変多
額のお金がかかりますので、こういったことをどうするのかといったことを考えなければ
いけないと思いますし、さらに、ワクチン接種については接種法上、これは努力義務、義
務ということにはなっているんですけれども、とはいえ、どうしても打ちたくないという
方もいれば体質的に打てない方もいるわけですし、強制とか差別になってはいけない、こ
ういった議論も一つ必要だというふうに思っております。

またその上で効果がどうだとか、どんな措置にするんだとか、こういったことも含めて国
民的な議論が必要だということで、全国知事会でも国と地方の協議の場、こういったこと
も設けながらよく話し合おうというところでも言わせていただいているところでござい
ます。

そうした議論もしながら、こういったことを決めていく必要があろうと思っております。
その上で、大体こういうふうに国民的コンセンサスが得られてこうなるとなってきた
ときには、やはり外国の例なんかを見ておきましても、飲食店でそうしたパスポートか
陰性証明、こういったもので結構自由に食事ができるような環境をつくるか、もしくは
遊園地みたいな人が集まる場所、イベント、こういったところなんかでは安心して楽しめ
る社会、日常生活が営める社会が実現するのかなというふうに思いますので、こういった
点も含めて国民的議論をしていったらというふうに思っております。

議長／総務部長近松君。

近松総務部長／私からは1点、土業の県附属機関などの構成員としての参加の現状と、そ
れから県行政への関与の推進についてお答えを申し上げます。

県の附属機関及び懇話会につきましては、法律または政令によりまして設置が義務づけら
れているもののほか、専門的知識の導入、公正の確保または各種行政の総合的調整を必要
とする場合などに設置・開催するというものとしてございます。

現在、附属機関、懇話会のうち、固定資産評価審議会でございますとか、公文書公開審査
会など8つの機関におきまして、司法書士や行政書士、社会保険労務士に構成員となっ
ていただいております、専門知識を生かし、御活躍をいただいておりますところでござ
います。

附属機関などの構成員につきましては、幅広い分野からの選任に努めるということにして

おりまして、士業の方の専門的な知識が生かせる分野におきまして、引き続き積極的に委員に選任してまいります。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／2点お答えいたします。

11月以降の市町のワクチン接種について、市町に早く知らせてはどうかという御提言でございます。

まず、本県では希望者全員の方が10月末までにワクチン接種を受けられる体制ということになっておりますけれども、例えば病気や仕事の都合などで接種を受けられなかった方、新たに接種を希望される方に対する対応として、各市町では接種体制は縮小はいたしますけれども、引き続き対応していくということになります。

一方、国におきましては、3回目接種の検討に入っておりまして、厚生科学審議会におきまして、2回接種の効果がどの程度今持続するのかという科学的知見を踏まえて、必要性や実施時期について、今週中にも議論が始まるというふうに伺っております。

市町におきましては、医療機関などとの調整も含めまして、人員とか会場とか、様々準備することがありますので、引き続き昨日もありましたけども、全国知事会を通じて国に対して3回目接種の方針を速やかに示すようにということを求めていきたいというふうに思います。

次に、越前市の企業におけるクラスターの要因、それから対応等において課題はなかったかというような御質問をいただきました。

今回の事案におきましては、発生当初から積極的な積極的疫学調査を実施いたしました。企業の協力もいただきまして、一つの集団としては過去最高になります1,342件のPCR検査を行っております。

一方で、私的な少人数の社内での集まりが複数行われていた、こういったことについて十分にお話をいただくことができませんでした。

そういったことがさらに引き続き行われていたということもありまして、感染が広がるということになったと考えております。

クラスターを防止していくためには、まず発生段階でその大小にかかわらず、集団の集まりをとめるということ。

さらに一斉検査によりまして、感染の広がり状況を早く把握する。

さらに適切な再開時期を決定して、クラスター自体を小さくしていくということが、これは国もそうですが、県のクラスター対策班もこれを基本としてこれまでも成果を上げてきておりまして、やはりこの大前提に行動歴を正しくお伝えいただくということがありましたので、この点ではやはり課題があったというふうに思っております。

このような大規模な発生の際には、やはり企業などの御協力もそうでございますけれども、所在市町の御協力も非常に不可欠でございまして、今回の事案も越前市のほうからの通訳職員の派遣をいただきまして、多くの患者様が発生した際にも調査は迅速にできたこと、対応も迅速にできたということございましたので、こういった経験もこれから生かしながら

今度の対応にも当たっていききたいというふうに思っております。

議長／土木部長西出君。

西出土木部長／私からは、建設産業支援につきまして3点お答えいたします。

まず、B I M導入の補助制度と教育支援及び県の大規模建築物へのB I Mでの設計・施工発注による普及についてでございます。

建築分野では、生産性向上のため設計や施行の各段階でB I Mが活用され始めております。このソフト導入に当たりましては、経済産業省になりますが、I T導入補助金を活用することができ、また、教育支援としましては県内では、福井県建築工業会及び建築士事務所協会がB I Mを紹介する講習会を開催しているところでございます。

現在、国におきましては、設計、施工、維持管理の各段階を通じたデータ活用について課題があると考えておまして、昨年度からB I M導入の効果検証や課題分析等の試行的なモデル事業に対する支援を行っております。

また県では、一昨年から発注工事の総合評価の施工合理化に関する技術提案におきまして、B I Mの活用を加点評価するなど、B I Mに対する取組を始めたところでございます。

今後、国の検証やモデル事業の結果を踏まえ、県発注工事の設計や施工、維持管理におけるB I Mの活用や県内事業者に対する導入促進策について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、本県の建設キャリアアップシステムの普及率と、その支援についてのお尋ねでございます。

県内の建設キャリアアップシステム登録事業者数は、8月末現在で許可業者の約2割となる800社となっております。

県においても、このキャリアアップシステムは、技能者の処遇改善や企業側の負担軽減に大きく寄与するものと考えており、競争入札参加資格審査における加点・工事成績評定の加点・システム登録を義務化したモデル工事の発注などを行うなど、普及に努めているところでございます。

システム導入には、工事現場でのカードリーダーの設置やシステム利用料などが必要となることから、さらなる支援については、国や他県の状況を勘案しながら検討してまいります。

続きまして、建設業の作業効率化を支援するとともに、発注者側から工期や経費の改善を促す必要性、そして若者に魅力ある業界にするための働き方改革への支援についてのお尋ねでございます。

県発注工事におきましては、今年度から原則全ての工事、災害復旧工事を除きますけれども、これらを完全週休2日として発注し、それに見合う工事費とするなど、休日を確保できる体制づくりを進めているところでございます。

建設事業者に対しましても、令和2年度の建設業法改正により著しく工期の短い設計が禁止されたことから、関連企業への発注の際に適切な工期を設定するよう講習会などを通じ徹底しているところでございます。

さらに、生産性向上を目指したICT関連機器への支援のほか、経営者の意識改革のためのセミナーや、女性のキャリアアップのための女性技術者交流会など、担い手確保の取組を実施しているところでございます。

また、建設業界の若手世代が組織を設置し、若者に魅力ある職場になるように自ら取組を行うこととしており、これらの取組について応援するなど、休暇・給与・希望の***3Kの実現に向けた働き方改革を推進してまいります。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から4点、お答えさせていただきます。

まず、簡易抗原検査キットの使用についてのお尋ねでございます。

県立高校における簡易抗原検査キットの利用状況につきましては、7校27名、うち教員が2名で生徒25名でございますが、そういった使用実績がございます。

国は、幼小中学校への配布は教職員が使用することを基本としております。

児童生徒については、体に変調を来した場合は速やかに帰宅させるという原則は変えず、検査キットの使用は小学4年生以上でやむを得ない場合に限り可能としております。

こうした趣旨も踏まえまして、幼小中学生の使用につきましては、各市町教委員会及び学校において適切に判断していただきたいと考えております。

次に、芸術教科における常勤教員の配置についてのお尋ねでございます。

全ての県立高校において芸術科目の正規教員、または臨任非常勤の講師を配置してございまして、芸術科目を学ぶ環境は整っております。

非常勤のみが授業を担当している学校は、音楽が6校、美術が7校、書道が10校でございます。

高校の教員定数というものは、標準法で入学定員によって決定されることになってございまして、各教科の配置については、各学校の教員定数の中で決めています。

中でも、芸術教科は他教科に比べて単位数が少なく、規模の小さな学校では、芸術科教員1人分の持ち時間が少なくなるため、芸術科目の教員を常勤で置くのは難しいこともございます。

授業の質が保たれますよう、正規教員に他校への兼務をかけたり、あるいは専門家を非常勤の講師として任用したりするなど工夫をしております。

3点目は、丸岡高校の普通科スポーツ探究コースについてのお尋ねでございます。

丸岡高校の普通科スポーツ探究コースについては、アスリートを目指すだけでなく、体育大学等に進学して指導者を目指す人材や、看護師・理学療法士を目指す人材を育ててまいります。

学校独自の科目「スポーツ探究」を3年間で約350時間確保しております。

1年生は週3時間、2年生、3年生は週4時間を予定しております。

1年次にはスポーツに関する基礎を学び、2年次からは生徒の関心のある分野を学べるよう講座を用意いたします。

例えばプロスポーツ団体等とともに、集客力の強化などのプロジェクト型探究を進めたり、

大学や医療機関と連携し、看護やリハビリ、スポーツ障害予防などの学習を進めてまいります。

来年度のコース設置に向け、例えばトレーニング機器のほか、動作を科学的に解析する機器、動作解析機器ですが、そういったものなど授業に必要な機器等を検討し、準備を進めてまいります。

最後に、寮の整備の必要性についてのお尋ねでございます。

丸岡高校など地域の高校は、コースや新学科を設置して探究やスポーツ、多文化共生などに関する魅力ある教育活動に取り組むこととしております。

県内外の生徒が交ざり合い、お互いが切磋琢磨することは、高校の活性化や魅力化にもつながります。

また、地元以外の県内生であっても全国に誇れる強豪校で、充実した高校生活・部活動を送ることができるよう、学校の要望や入寮生の確保の見通し、地元市町の協力などを十分勘案し、寮整備の必要性について検討していきたいと考えております。

議長／西本恵一君。

西本（恵一）議員／再質問させていただきます。

まず、BIMの導入についてですけれども、国のIT補助金の申請ができるっていう話ですけど、なかなか難しい話です。

できるだけ普及を促すために、県でのそういった補助金の制度、あと講習会をやっているのも存じておりますけれども、教育がすごく大変なんです。

その教育を受けるための支援、これを行っていただきたいということですけど、これについてお伺いしたいのと、あと教育長に、直近3年間で音楽大学や美術大学に進学した生徒、これはお願いしておりましたので、どれぐらいなのかについてお伺いしたいと思います。

議長／土木部長西出君。

答弁は簡潔に願います。

西出土木部長／再度の御質問で、補助制度と教育支援についてできないかということですが、今現在、国のほうで各段階を通してデータのやり取り、これができて初めて効率化が、公共団体として効率化が図られるということで、その結果を待って検討してまいりたいというふうに考えております。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／芸術系大学への進学状況でございますが、全日制の県立高校26校においては、過去3年間で音楽系大学に26人、美術系大学に64人が進学しております。

普通科系高校では、全ての学校におきまして1年次の必修、必修修科目を学んだ後に、2年次以降も芸術の科目を選択できるようになっておりまして、さらにはより深い専門的内

容を学ぶことができる学校設定科目とか、専門科目を選択履修できる学校もあるなど、芸術大学を目指す生徒にも対応した教育課程が用意されております。

西本（恵一）議員／どうもありがとうございました。

議長／以上で、西本恵一君の質問は終了いたしました。

ここで、休憩いたします。

議場の換気を行います。

再開は5分後といたします。

* 休憩中 *

長田議員／県会自民党長田です。

本日も、ここにこうして立たせていただけること、***支えている全ての皆様に、心から感謝を申し上げます。

どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

6月の定例会以降、県外由来系統による感染者が多数発生し、お盆を過ぎた頃には直近1週間の新規感染者数や入院患者数共に過去最高を更新するなど、感染爆発直前という状況が日々続いたところであります。

日々、医療現場や社会福祉施設に従事される方々や、コロナ対策に従事される皆様に心からの御礼を申し上げます。

そうした状況下において、全国で感染拡大が進み、周辺県のほとんどが緊急事態措置やまん延防止など重点措置を取られる中、県独自の緊急事態宣言の発出に伴い「県境をまたぐ旅行・帰省などの原則中止・延期」、そして「飲食店への営業時間短縮の要請」を受け、県民の皆様の御協力の下、さらなる感染拡大を何とか抑えられたものと感じております。改めて、県民の皆様に私からも感謝申し上げるところであります。

一方、感染者のうち、約96%の方がワクチン未接種、ワクチンを2回接種した場合の感染率が約98%減少するといったデータがまとまるなど、ワクチン接種が進んだことにより感染拡大が抑えられていることも見えてきておりますが、アフターコロナに向けた見通しが少しずつではありますが見えてきたように感じるところであります。

しかしながら、8月から9月にかけての時短要請による飲食店に関する事業者の売上げの落ち込み、家庭での消費活動、企業の経済活動が元に戻っていくのにはまだまだ先が見えない状況であります。

今月にはデルタ株に次ぐ新たな変異株が国内で発見されるなど、対策を打っても打ってもまた新たな感染が発生する、そのうちこのワクチンを打っても、あのワクチンを打ってもとならぬことを祈るばかりでありますけども、イタチごっこを繰り返しているように感じます。

9月3日、全国知事会の会長に平井鳥取県知事が就任され、先日6日には知事会での新体

制が示されました。

新型コロナウイルス緊急対策本部において、平井会長を本部長に、杉本知事におかれては幹事長に就任なされたとお伺いしました。

感染拡大防止と県内経済の再生に向け、これまで知事が先手先手で進められてきた政策、対策を「福井モデル」として全国に向けて示していただくことによって、福井、そして全国のモデルになりますように期待をしておりますが、さらに県独自の緊急事態宣言が特別警報に引き下げられた今こそ、県民にとっての先行きの見えない状況を乗り越えるため、明るい道筋を示すことが何より今必要ではないでしょうか。

コロナと向き合いながら、豊かな暮らしを取り戻すため、県民に対し、どんな未来を示していくのか、知事の御所見をお伺いをいたします。

次に、米食の推進について伺います。

昨年、食育健康サミット2020「新しい感染症に負けないための日本型食生活の活用」が、日本医師会と米穀安定供給確保支援機構の主催によりウェブで開催されました。

世界中で感染が広がる中、食事・運動・睡眠で免疫力を上げることにより、感染症に負けない体づくりを進める内容であります。

免疫・栄養学などの専門家がエビデンスに基づき発表されており、免疫力を上げて感染症を遠ざける、それにはいろんな栄養をバランスよく摂取するため、「ごはん」を中心に多様な副食を合わせた日本型食生活が有用との考え方を示されております。

もともと、一汁三菜を基本とする日本の食事は健康的な食事として世界からも注目されております。

福井が誇る「いちほまれ」のブランド化を進める上でも、米食の推進を図る一環として、米食の有効性に関するエビデンスをイラスト化・漫画にして、冊子やSNSで発信されております。

米食は太りやすいからダイエットのためにごはんを食べないとか、いろんな情報が飛び交う中、こうした活動は非常に重要であり、県内外にもっと活動の幅を広げていただきたいと思っております。

コシヒカリ発祥の地である福井の米が、全国のモデルとなって国内外における米食を推進してほしいと思っておりますが、御所見をお伺いをいたします。

また、昨年12月議会の一般質問では、県産米粉からおいしいパンが焼ける米粉ミックスなどの加工品を開発し、県内のみならず海外にも売り込んでどうかと質問させていただきました。

米粉は海外でのニーズが高まっており、日本からの輸出量も増加しており、米粉製品をはじめとした加工食品の輸出基盤の整備やグルテンフリーに関心を持つ海外バイヤーへの積極的な営業を行い、海外への販路開拓を支援していくとの御答弁をいただきました。

新型コロナの影響が長引く中、長期的な視点で事業者の海外進出を支援する必要がありますが、改めて、県産米粉を活用した米粉ミックスなどの加工品について、開発や海外などへの売込みに向けた見通しをお伺いをいたします。

次に、新幹線開業に向けたまちづくりについて伺います。

金沢・敦賀間については、県内の土木工事がほぼ完了し、軌道などの設備工事に移行した

ほか、県都の玄関口である「福井駅」、新たに駅名が決定した「越前たけふ駅」、それぞれの駅の外観が姿を現し、駅名標もお披露目になりました。

令和5年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業に向けて建設工事が進む中、駅周辺の整備についても各市が主体となって駅前広場や駐車場などの基盤整備やにぎわい創出につなげる施設整備を進めています。

県では、駅に（？）アクセスする県道の整備に加え、市が行う交通結節点としての駅前広場や、観光交流センターなどのにぎわい創出に必要な整備に対して支援されておりますが、芦原温泉駅、越前武生駅、敦賀駅の周辺整備の状況と供用開始など、今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、福井駅西口の市街地開発についてお伺いします。

福井駅西口について、以前はホテルやビル群が立ち並んでいましたが、今では解体が進んで全く違う風景が広がっています。

通称「三角地帯」のA街区には、高さ120メートルの高層建築物を配置するほか、路面には屋内広場、上の階にはホテル、カンファレンスホール、オフィス、立体駐車場などが整備される予定と伺っております。

A街区のほか、B街区、南通りを含め県都の玄関口である福井駅周辺が、これまでにない新しいまちへ生まれ変わることにより胸が躍るわけではありますが、福井駅西口の市街地再開における整備状況と供用開始など、今後の見通しについてお伺いいたします。

新幹線開業に向けたまちづくりについて、特に福井駅前には、施設の整備はもちろんありますが、誰がどのようにまちづくりを進めていくのかが、重要なポイントであります。

昨年7月に経済界が主体となり、県・市が参画する形で「県都にぎわい創生協議会」が設立されました。

協議会では、新幹線の福井・敦賀開業や大阪延伸に向けたグランドデザインの策定について具体的にに向けた協議が進められております。

また、再開発工事期間中の駅周辺のにぎわい対策、おもてなし向上など観光客の受入れ体制整備、二次交通対策など県内観光地への送客、開業イベントなどの機運醸成や情報発信について、協議中の中の「エリアマネジメント部会」や「新幹線開業準備部会」で検討が進められております。

プレーヤーとなる経済界を中心に、県と市も参画しながらまちづくりのグランドデザイン策定やプロジェクトの具体化を進めていくこととなりますが、こうした大きな計画や具体的なプロジェクトを進めていく推進体制の構築が不可欠ではないかと考えます。

様々な業種であるとかいろいろなプレーヤーが一つの方向に進んでいくこと、これが望ましいと思いますし、そのためには実動部隊としてまちづくりをリードし進めていく「人と組織」が必要ではないでしょうか。

新幹線開業に向けたまちづくりについて、推進体制をどのように構築し進めていくのか、ここは中村副知事の御所見をお伺いしたいと思っております。

さらに、来年夏頃を目指すグランドデザインの策定について伺います。

新幹線開業と、その後のまちづくりに向け、20年先の2040年を見据えたグランドデザインの策定に当たり、駅前店舗の状況や駐車場の課題、商業の在り方など様々な項目について

検討が進められています。

この中で、県庁の移転などについてどのように考えられているのか、現状をお伺いしたいと思います。

県庁舎は昭和56年に建設され、現在39年が経過しておりますが、耐用年数を考えてもこれからは十分に活用できる建物であると思いますが、一方で、これまで経済界などからも様々な御提言をいただいている状況かと思えます。

ここで20年先を見据えたまちづくりを進めるには、県庁舎の在り方についてこの議論は避けることはできないと思うわけでありまして、来年夏頃を目指すグランドデザイン策定に当たり、県庁舎の在り方についてどのように盛り込むのか、ここは知事の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、北陸新幹線についてお伺いをいたします。

杉本知事におかれては、7月に開催された与党整備委員会、8月の北陸新幹線建設促進同盟会などあらゆる機会に関係府県とともに政府・与党に対して精力的に要請をなされております。

8月に発表された国の概算要求では、整備新幹線の事業費2,400億円、国費804億円が計上され、予定どおりの開業に向けて工事を進めるとのことです。

このほか、北陸新幹線に関する環境影響評価に係る手続や、地質調査及び概略設計などの設計施工方法調査などの経費として15億円程度が計上されております。

敦賀から新大阪に向けた調査が円滑に進み、一日も早い整備が何より期待されるところであります。

国の概算要求を踏まえ、令和5年度の福井・敦賀開業、その後の敦賀以西における建設についてどのような見通しを持っているのか、御所見をお伺いをいたします。

最後にです、災害への対応についてお伺いをします。

昨日も皆さんからいろいろと御質問があったところではありますけれども、全国で多発する台風であるとか大雨によって、水害による被害が年々増加しております。

国土交通省の水害に関する統計においても、令和元年の水害被害は昭和36年の統計開始以降最大の被害額を記録したようであります。

全国の被害は約2兆1,800億円、被害を受けた都道府県も全国に広がっており、いつどこで災害が発生しても全くおかしくない状況にあります。

このような状況において、国は昨年12月に令和3年から7年度までの5年間を期間とする「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を閣議決定しました。

この対策は3本の柱で構成されており、1、「激甚化する自然災害への対策」、2、「インフラ老朽化対策の加速」、3、「デジタル化等の推進」となっており、予算規模は5年間で15兆円と、令和2年度までの3か年緊急対策を上回る規模で強靱化を加速していくこととされており、国の対策と歩調を合わせ、県の対策をしっかりと進めていく必要があります。

国の「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を踏まえた、今後の県の対応方針をお伺いをいたします。

また、全国の被害状況を見ても、これまでは局地的な災害が多かったところ、同じ場所を

通過・停滞することで行われるような長さ50キロメートルから実に300キロメートル、幅は20キロメートルから50キロメートル程度の強い降水を伴う線状降水帯が、エリア一帯を飲み込むような広範囲の災害が多発しているような状況であります。

河川の氾濫も広範にわたり多発していることから、水害被害を受けた都道府県も増えていると思われま

す。国土強靱化5か年加速化対策による国庫補助の採択や、交付税措置の高い有利な地方債を発行するなど、財政面からも災害に強い県土の強靱化を進める必要があると思

います。限られた予算の中、県政の舵取りを実行に移す予算を編成する上で、県民の生命・財産を守る観点から災害に備える対策予算を盛り込むことは非常に重要なものではないかと思

います。今後の予算編成に十分反映していただきたいと思いますが、国土強靱化5か年加速化対策による県内の道路・河川・砂防などのハード整備について、どのような箇所を重点的に整備していくのか、整備箇所の考え方についての御所見をお伺いをいたします。

7月29日木曜日、そして8月の14日土曜日の早朝、私は福井市内の地系の議員として、市内の九頭竜川をはじめあらゆる河川を見て回りましたが、各地で越水・溢水するなど、自然災害の恐ろしさをまざまざと見せつけられた思いがあります。

7月、8月の大雨について、越前町から知事に対して要望があったとのことですが、ほかの市町についても、いつ災害が起きてもおかしくない状況において、これからの雨や台風

に備え、対策を万全のものにしておかなければなりません。土砂災害や洪水が起こった場合には、住民に正しい情報を届け、確実な避難行動に結びつける必要があります。

県では、各河川で洪水が発生した場合の浸水範囲や浸水深が確認できるよう水害リスク図を公表しているほか、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を進めるための協議会を設置し検討が進められていますが、今後の大雨や台風を控える中で、今回の大雨被害を踏まえ、洪水や土砂災害などに関する水害ハザードマップの県民への周知をどのように行っているのか伺います。

また、流域治水の推進に向け、他地域の先行事例などを踏まえて、どのような検討を行いプロジェクトを策定していくのか、御所見をお伺いをいたします。

どうかよろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。

議長／知事杉本君。

杉本知事／長田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関して、県民に対してどのような未来を示していくのかについてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、コロナ対策、もしくはコロナとの闘いは大変長期にわたっているわけでご

県内でも、長らくにわたって県域を越えた帰省ですとか旅行、こういったものは自粛の方向ということをお願いしておりますし、最近では飲食店の時短営業の要請させていただいたわけですね。

また、東京なんかはもう今年に入って1月ぐらいいつか緊急事態とかまん延防止等重点措置地域じゃない期間がなかったというような状況も伺っているわけでごさいますし、そういう意味でも、この先どうなるんだろうという気持ちは非常に強いんだろうなと思っております。

そういう中で、全国でもワクチン接種が50%以上、2回接種の方が50%を超えてきたというような状況で、今月の9日に一定の今後の考え方の方針というか、方向性が示されたと思っております。

緊急事態宣言地域であってもワクチン接種2回終わってれば、例えば時短の要請とか酒類の提供とか、人数制限、飲食のときのこういった制限は緩和をしていくとか、また県境をまたぐ移動もありですよというような方針は示されたのかなと思っております。

ただ、これはいい方向を見せているということはあるんですけども、やはりそういったことの情報だけが出てくると非常に気の緩みにつながって、その前に第6波という話になってくるといことになるわけですので、このところは情報の出し方をしっかりと政府のほうも考えていただく必要があると、こう考えているわけでごさいます。

その上で、やはり何と言ってもそうした新しい社会を迎えるに当たって、どんな仕組みで確認をしていくのか、例えば2回接種したとか、それから検査終わって陰性ですよというような仕組み、そういったことですか、それから制度ですか、あとはやはり、なんと言っても誹謗中傷とか、差別とか起きないように、そういったことも必要だろうと。

どんなことを緩めるのか、こういった議論もあるだろうということで国民的な議論が必要だということで、今御指摘もいただきました、私も全国知事会のコロナ対策の幹事長もさせていただいておりますが、国民的な議論に向けて、国と地方の議論の場、こういったところでも議論していこうということの提案もさせていただいておりますので、そういった議論の中で明るい方向性というのを見出していきたいと思っておりますのでごさいます。

続きまして、新幹線開業に向けたまちづくりで、グランドデザインの策定に当たって県庁舎の在り方をどのように盛り込むのかという御質問についてお答え申し上げます。

今、御質問の中でもお話いただきましたけれども、この庁舎といいますか県庁舎ですね、建ちましたのは昭和56年のごさいますし、経ってこれ39年ということでごさいます。

少し前に耐震の調査をしています。

これは十分使えるということでOKな建物ということになっているわけでごさいますし、そういう意味ではまだまだ使っていかなければいけない建物であるということかと思っております。

その上で、現庁舎、この隣の今の庁舎建て替えるときも相当な議論があったと聞いております。

もちろん県議会もそうですし、周辺を含めてたくさんの団体の方が賛否両論、御議論があって今のこの場所にもう一度建て替えるというようなこと決まったということも聞いていますのでごさいます。

御指摘いただきました、県都にぎわいづくり創生の協議会、これは来年の夏に向けてグランドデザインをつくっていくと、こういうことでございます。

県庁舎のことも含めて、こういったまちなかの、まちづくりの基本どうするのか、行政機能をどうするのかということもグランドデザインの中では触れられるというようには聞いているところでございます。

また、この城址公園の中、このところの活用の在り方についての検討会というのものもあるわけございまして、こうしたいろんなところが、これからも県庁舎をどうするのか、こういった議論をしていかれる、そういった中でこういったグランドデザインをどう描いていくのか、特に大阪への延伸も見ながらこういったことを検討していく必要があると思いますので、このグランドデザインについてはいろんな議論を踏まえて策定されているというふうに考えているところでございます。

議長／副知事 中村君。

中村副知事／新幹線開業に向けたまちづくりの推進体制についてお答えいたします。

現在、このエリアマネジメント部会で新幹線開業の玄関口、福井駅を中心といたしました一定のエリア、ちょっと広めのエリアを考えています。

ここにどのような機能が求められるか、価値をどうやって生んでいくのかということや、このエリアに集まってくる仕事で来る方、観光で来る方、商売をされている方、興味を持って、もちろん暮らされている方もいらっしゃいますので、そういう方々にぎわいや活力を与えるプロジェクト、これを部会でいろいろ議論をしております。

新型コロナ蔓延をいたしましてよく言われますのは、数年先の未来が何か一気に早送りみたいにして来たんだというふうに言われます。

県民の方々、皆さん感じていらっしゃると思いますけど、暮らし方がやっぱり変わりました、価値観も変わりました。

簡単に言うと仕事の仕方が変わったり、買い物の仕方が変わったり、商売の仕方が変わってくるということになってきます。

だから、我々今まちづくりをやるのは、一気に加速しつつ変化してある中でまちをつくっていくという状態に置かれている。

おっしゃいましたように、このまちづくりを推進していく鍵というのは、世の中の変化に柔軟に対応できる、マネジメントの力がどうしても必要になります。

例えば必要なプレーヤーを外から呼び込んだり、投資を呼び込んだり、それから何か新しい機能をどんどんつくっていくような仕組みをつくったり、これをタイムリーにやっていくにはやはり組織というものをつくっていくかなくてはいけないと考えています。

まちづくりでございますので、やはり福井市が中心となるということはもちろんでございますが、県都の玄関口でございますので、経済界、県が一体となって組織をどういうふうにつくっていくか、それから県外からも含めましていい人材をどうやって集めるか、それから事業や運営をしていくための財源をどうやって確保していくかというものの検討を、現在、部会において検討を続けておりまして、具体化につなげていきたいと考えております。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から2点お答えいたします。

まず、新幹線の芦原温泉駅、越前たけふ駅、敦賀駅の周辺整備の見通しについてお答えいたします。

この3駅の周辺整備につきましては、県・市が連携して取り組んでおりまして、まず芦原温泉駅でございますが、県道芦原温泉停車場線、それから市のほうで西口賑わい広場の整備を進めております。

越前たけふ駅におきましては、同じ区県道の越前たけふ駅線、それと市のほうで道の駅などの整備の工事が進められておりまして、開業1年前の令和4年度末の完成を目指して、工事が進められているという状況でございます。

敦賀駅でございますが、アクセス道路として県道敦賀駅東線、それから敦賀市のほうで新幹線駅前広場の整備を進められておりますが、ここにつきましては、これらの工事区域が新幹線駅舎工事の作業ヤードと重なるということでございまして、相互に工程を調整してその短縮を図っているところでございます。

敦賀駅につきましては、開業までに完成が間に合うように整備を進めていくということでございます。

それから、概算要求を踏まえた新幹線の福井・敦賀開業及び敦賀以西の見通しについてお答えいたします。

金沢・敦賀間でございますが、昨年の事業費増嵩の際に貸付料等の活用など、完成までの財源スキームが確保されたということもありまして、来年度の予算につきましては、国費が同額の804億円ということで盛り込まれておりまして、必要な予算は確保されております。令和5年度末の開業が確実に実現するよう、今後とも工程及び事業費の確認をまいります。

敦賀・新大阪間でございますが、環境アセスメントや施工上の課題の解決に向けた調査費用として15億円あまりが盛り込まれているところでございます。

県といたしましては、来年夏の令和5年度概算要求でございますが、これが非常に肝だと思ってございまして、敦賀以西の財源として貸付料や国費の大幅増額を行う必要があるというふうに考えておりまして、環境アセスメントや施工上の課題を速やかに解決をいたしまして、着工5条件についての議論を加速させていくよう政府・与党に強く求めてまいります。

議長／農林水産部長池田君。

池田農林水産部長／私からは2点、お答え申し上げます。

まず米食の推進についてでございます。

米食につきましては、まず国において、食料・農業・農村基本計画こちらに位置づけがされてございまして、米飯学校給食の推進でありますとか、「米と健康」に着目した情報発信

というところに取り組んでおりまして、専用のwebサイト、やっぱりごはんでしょというふうなページも設けておるところでございます。

しかしながら、消費の拡大という点ではまだまだ不十分な点もございまして、それについては我々も国に、県からも国に要望しているところでございます。

一方、県におきましても、米食の推進につきましてはまずは米飯給食につきまして、県産米への愛着を深めてもらうために推進をしております、その実施回数でございますが、福井県におきましては平均で週4.2回、これは全国平均の3.5回を上回っている状況でございます。

それから、先ほど議員から御紹介いただきました米食のよさを紹介する冊子、御飯食で変わる、変えるというふうなイラストを多く用いた冊子を作成したところございまして、こちらをふくいの食育リーダー170人いらっしゃいますけれども、こうした方々、あるいは食育推進企業などに配布しまして、活用していただくというふうに考えております。

さらに、全国の手料理教室12スタジオにおきましても、正しい御飯食の実践セミナーを今月開催するなど、県内外で米食の推進を図ってまいります。

続きまして、米粉ミックス等の加工品の開発、海外などへの売込みについてお答えいたします。

米粉については、アメリカやタイなどで小麦粉の代替としてニーズが高まっておりまして、輸出の数量も日本全体で令和元年は118トンから、令和2年の226トンというふうに大幅に増加しているところでございます。

福井県の状況でございますけれども、米粉の加工品の事業者によりまして米粉ケーキのニーズ調査あるいは商品パッケージの改良、用途別の米粉ミックスの紹介動画の作成などについて、県からも支援しているところでございます。

また、この事業者の計画でございますけれども、今年3月には国から輸出事業計画の認定も受けておりまして、今年度も欧米向けの商談でありますとか、ビーガン向けの商品の開発を進めておりまして、県からも支援しているところでございます。

また、これ以外にも県で行っております営業代行でありますとか、オンラインの商談会、それから国内での国際展示商談会というような出展などを幅広く支援しまして、海外への販路開拓を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長／土木部長西出君。

西出土木部長／私からは5点、お答えいたします。

まず、福井駅西口市街地再開発事業の今後の見通しについてのお尋ねでございます。

福井駅西口のA街区につきましては、昨年10月に解体工事に着手し、6月に地上部分の建物の撤去が完了し、引き続き、地下構造物や杭の撤去が進められており、ホテル棟部分ではおおむね完了してございます。

来月8日には起工式が執り行われ、ホテル棟から先行して建築工事に着手することとなり、県内で一番高いビルが、令和6年春に完成する予定となっております。

また、B街区につきましては、4月に再開発組合の設立を県が認可したところでありまし

て、組合は、令和6年春の完成に向けて、建築設計や権利変換計画の作成などを進めているところでございます。

南通り地区につきましては、現在、準備組合が、設計概要や資金計画、事業期間などを定めた事業計画を作成しております。その中で、完成時期など今後の見通しが明らかとなります。

これらの再開発につきましては、にぎわいの拠点として、新しい県都の顔となる重要なものであることから、一日も早く完成するよう、県としても、引き続き、福井市とともに協力してまいります。

続きまして、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」を踏まえた県の対策の進め方についてのお尋ねでございます。

県では、国の5か年加速化対策の決定を受けまして、土木・農林などで、令和2年度強靱化予算の約1.8倍となる191億円を昨年度2月補正で計上し、今年度当初から、水害リスクに備えるため治水対策や、災害に強い道路ネットワークの構築、農地防災対策、インフラの老朽化対策などを実施しております。

今後とも、5か年加速化対策の予算を最大限確保するとともに、有利な起債制度も活用し、県土の強靱化をこれまで以上に強力に推進してまいります。

また、来年度以降も強靱化を力強く進めていくためには、国において5か年加速化対策の予算が安定的に確保されることが重要であり、引き続き、必要な予算の確保を国に強く働きかけてまいります。

この強靱化5か年加速化対策による道路・河川・砂防などのハード整備箇所の考え方についてのお尋ねでございます。

国の5か年加速化対策では、激甚化する風水害等への対策のほか、新たに道路ネットワークの機能強化対策、インフラ老朽化対策を加え、取組のさらなる加速化を図ることとしております。

これを受け、道路では、福井港丸岡インター連絡道路や新九頭竜橋など、災害に強い道路ネットワーク構築のための改良事業や、橋梁やトンネルなどの予防保全による老朽化対策といった補修事業を重点的に推進していくこととしております。

また、河川では、大蓮寺川や笹の川など、近年市街地で浸水被害が発生している河川の改修や堤防の強化、また、砂防事業では、過去に被災して緊急に整備を要する箇所などを重点的に整備していくこととしております。

続きまして、洪水や土砂災害などに関する水害ハザードマップの県民への周知についてのお尋ねでございます。

ハザードマップにつきましては、各市町が作成し、ホームページでの公開と全戸への配布を行うとともに、市町の広報誌や避難訓練などを通じて、日頃からその活用を呼びかけているところでございます。

県におきましても、小中学生を対象とした防災出前授業や、出水期前の6月の新聞広告や県政番組などメディアを通じて幅広く周知を図っております。

今後も減災対策協議会を通じまして、国、県、市町がそれぞれの取組について情報共有を図りながらハザードマップの周知・活用を行うことにより、県民の減災に関する意識の醸

成に努めてまいります。

最後に、流域治水の検討状況とプロジェクトの策定についてのお尋ねでございます。

流域治水対策につきましては、県内外の各地域でその地域の実情を踏まえた様々な取組が進められているところでございます。

例えば校庭や公園を活用した雨水貯留は、福井県内での実績は少ないものの、多額の費用をかけず流出抑制が行える効果的な方法でございます。

また、田んぼダムは、鯖江市などで積極的な導入が進められておりますけれども、県内ではまだ多くの箇所での導入の余地があると思っております。

これらの先行的取組を参考としながら、県内各地での導入の可能性や実施上の課題につきまして、協議会を通じて関係機関と現在議論を行っているところでありまして、その検討結果を踏まえて流域治水対策の充実を図ってまいります。

議長／長田君。

長田議員／ありがとうございました。

これは前々からお願いしているところでありますけれども、市と県と、言い方はどっちか逆か分かりませんが、県と市、そして今協議会もいろいろとたくさん上がってきていますけれども、誰が主体性を持って走るかというところが実は一番大事なポイントかもしれないなと思っております、皆さんでカバーしあう、俺が俺がというぐらいのいいほうの動きでぜひ頑張っていただけるように心からお願いをさせていただきますと閉じます。

ありがとうございます。

議長／以上で、長田君の質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

兼井君。

兼井議員／県会自民党の兼井大です。

質問通告に従い、3項目11問を一括にて質問させていただきます。

まず、コロナ禍での婚活と経済活性化について、7問お伺いいたします。

20代の女性の方や、その親世代、会社の上司の方々から、「出会いの場がないので誰かいい人いませんか？」と御相談をいただく機会が昨年度から増えてきました。

そういった相談が増えた要因の一つとして、コロナ禍において、飲み会などを通じた若者の出会いの場が少なくなっているのではないのでしょうか。

県では、「子ども・子育て支援計画」を策定し、「結婚・出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることが出来

る社会の実現」を基本理念とし、令和2年度から5年間、各種施策を実施することとして
います。

現在、計画着手から1年以上が経過しました。

そこでお伺いいたします。

この計画では、「若い世代が求める「自然な出会い」の環境づくりと、新時代のニーズに
合った出会いをサポート」とありますが、若い世代が考えるニーズについて、県はどのよ
うなセグメント・階層の方から把握しているのか、その手法、そして、その把握している
内容についてお伺いいたします。

また、その御相談を頂いた方々には、福井県の婚活応援サイト「ふくい婚活カフェ」を案
内させていただきましたが、案内をした全ての方々から「初めて知りました。」と言われ
ました。

正直、現場ではまだまだ浸透していないような感じがいたします。

そこでお伺いいたします。

この「ふくい婚活カフェ」のターゲットとなるセグメント・階層の考え方と、実際の「ふ
くい婚活カフェ」の閲覧件数、実際にどのような方が閲覧しているのか、それに対する県
の評価についても併せてお伺いいたします。

次に、「子ども・子育て支援計画」の中の「結婚支援に関する広報の充実」の項目には、
「ふくい婚活カフェ」による情報発信と市町連携による広報活動と記載されておりますが、
ターゲットとなるセグメント・階層の方々は、国、県、市町、どれにしても行政との関わ
りが最も少ない方々ではないでしょうか。

皆さんの身近な20代や30代前半の独身の方々は、県、市町が月1回発行されています広報
誌を欠かさず目を通されているでしょうか。

県の広報番組、HPから情報収集されていますか。

実際は、行政の広報媒体から情報収集されている方は少ないような気がします。

そこで、御提案させていただきます。

行政に関心の低い方が多い20代、30代の中でも、結婚や出産により行政サービスに触れる
機会が多い既婚者の若い方々から、独身の方々に対し、婚活に有益な情報を知り合いに広
めていただくなど工夫が必要ではないでしょうか、所見をお伺いいたします。

そして、「ふくい婚活サポートセンター」によるAIマッチングの登録者数の推移とその
成果はどのようになっているのでしょうか。

以前と変わり、婚活サイトへの登録のハードルは下がっているとお聞きしますが、実際に
登録されている女性の方々からは「身元がバレる、ミバレするのが怖くて、写真は後ろ姿
や頑張って横顔にしている。」ということや、男性からも「周りから婚活にガツガツ頑張
っているというふうに思われたくないので、登録に踏み切れない。」との声を多数お伺い
しております。

そして、その方々はやはり自然な出会いを求めております。

先日、御相談をいただいた女性の方の周りでは、キャンプや釣り、登山やゴルフなど「四
季折々の自然の中で趣味を通して出会いがあればいいな」と言っている方が多数いらっし
やいました。

そこで、御提案です。

行政の情報が届きにくい世代へは、その世代が情報を求めて辿り着いている場所と協力し、情報発信するべきではないでしょうか。

「婚活にガツガツしているのではなく趣味なので」と理由付けられるように、例えばキャンプ場では「マスクとキャンプや登山・山登りデビュー」「マスクとカヌーデビュー」、釣具店では「マスクと釣りデビュー教室」、ゴルフ場やゴルフ練習場では「マスクとゴルフ練習からコースデビュー」、紹介での出会いの場になる飲食店においては「徹底的にマスクで合コン推奨店」というものを設定するなど、店舗等と連携したイベントを開催してはいかがでしょうか、所見をお伺いします。

そして、まだ婚活を意識していない若い方々も気軽に参加しやすく、行政の情報が届きにくい世代へ、福井県の四季折々の自然や、飲食店では福井の食のすばらしさが伝わり、コロナ禍で時短営業など御協力いただいた飲食店の活性化と、模範的なマスクを使った感染予防を若い方々に浸透する機会にもなります。

希望する県民のワクチン接種完了後に向けた攻めの経済対策と感染対策、婚活支援の3つがつながるのではないかと考えます。

また、若い方々が出会いの場としている福井県内の自然への魅力に関心が高まる中、次世代へよりよい福井の自然環境をつないでいかなければいけません。

先日、内水面漁業振興議員連盟で、内水面漁業協同組合連合会の方々との意見交換会の機会がございました。

その中で、土砂流入・堆積による漁場環境の悪化やカワウの飛来数増加による食害が発生しているとのことでした。

内水面漁業が抱える課題解決は、釣り人の誘客や地域の振興、魚が棲むきれいな川・湖づくりにつながると思います。

そこでお伺いいたします。

鮎の遡上環境の改善やカワウ・外来魚による食害対策など、未来へつなぐための今後の取組について、所見をお伺いいたします。

さらに、若者の婚活を後押しするためには、婚活に対するアプローチに加え、結婚後の子育て支援も重要となってきます。

令和2年度から「子だくさんふくいプロジェクト」を展開し、県は3歳児未満の第2子の保育料について、経済的状況に応じた無償化や、第2子以降の3歳児を家庭で子育てする世帯へ経済的状況に応じて手当を新たに支給するなど、子育て世代へ寄り添ったきめ細やかな支援を行っています。

そこで、お伺いいたします。

「子だくさんふくいプロジェクト」など、これまでの子育て支援に関する現時点での成果と評価について、お伺いいたします。

出生数の減少が続く、深刻な人口減少時代を迎える中、少子高齢化の進行により、労働力や地域力の低下など待ったなしの状況です。

結婚、出産を希望する人や子育てをする全ての人に対する十分な支援が、人口減少、少子化の抑制にもつながります。

長期ビジョンに掲げる日本一の子育て環境のレベルアップを目指し、誰もが安心して出産・子育てできる環境整備も併せて必要かと考えます。

そこで、お伺いします。

少子化が進む中、県は子育て支援について、今後どのような方針で進めていくのか、知事の所見を伺います。

次に、2項目目に移ります。

ふるさと納税について3問お伺いいたします。

「ふるさと納税」は、多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学、就職を機に都会に出て、そこで納税をする。

その結果、都会の地方団体は税収は得ることができるが、彼らを育てた「ふるさと」の地方団体には税収はない。

そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、幾らかでも納税できる制度があってもよいのではないかという問題提起から始まりました。

「令和2年度に県に寄せられたふるさと納税は、2,821件、1億1,098万円と、件数・金額とも過去最高で、母校応援などのプロジェクト応援型事業や、新型コロナウイルス感染症対策支援、大雪災害支援として寄付を頂き、今後も寄附のさらなる増大とともに、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の拡大を促進していく。」と6月の委員会で報告がございました。

県内の市町では、敦賀市が34億円、坂井市が12億円と、大きく寄附額を伸ばしています。

ここで疑問に思うことがございます。

県内から都会に転出した方が成長する際に、県と市町が負担した教育費や福祉のコストに対する還元はできているのでしょうか。

高校卒業するまでの教育や福祉の費用は幾らかかっているのでしょうか、都会に転出した方が支払う税金は幾らなのでしょう、高校卒業後の転出者数と移住者数はどれくらいなのでしょう。

そこで伺いいたします。

生涯を通して受益と負担のバランスを取るためには、実際、県と市町はどれだけの寄附が必要なのでしょう、それを目標とすべきかと考えますが、所見をお伺いいたします。

また、県は「ふるさと納税の提唱者として、ある程度の節度を持ちながら取り組んでいく必要がある」と答弁を以前お伺いいたしました。

今後、寄附額のさらなる増加に向け、県としてどのような取組を行っていくつもりなのか、そのためには何が必要と考えるのか、県内市町との連携についても併せて所見を伺います。先日、「ふるさと納税」と地域活性化、経済対策の連携について話をお伺いする機会がございました。

多くの寄附を集めている自治体では、ふるさと納税の専任や担当部署があるなど、担当のマンパワーの影響が非常に大きいとのことでした。

次に大きく影響するのが、自治体と生産者をつなぐ仲介事業者の活動量が寄附額に直結しているとのことです。

また、その仲介事業者が県外・大都市の場合、手数料として寄附額の何割かがその都市に

戻って行ってしまいます。

「ふるさと納税」の意義を実現するためには、各市町に地域の方々による地域商社を育成し、ふるさと納税の仲介事業者として活躍できるように支援するべきとの御意見をいただきました。

確かに、こだわりの逸品をつくられている方は地域にたくさんいらっしゃいますが、県民性と言われ続けている「控え目でPRが下手」が影響しているのか、悔しい思いをしている逸品が多いのではないのでしょうか。

行政が大手の仲介事業者と組まれても、結局、そのノウハウは地域には育ちません。

そして、仲介業者の支店がどこにあるかも重要です。

どうすれば寄附をしていただいた方へ自治体からの感謝の気持ちとともに、地域ブランドの返礼品を届けられるのか、次回は消費者として、モノづくりにこだわる生産者からの御購入につなげられるのかなど、行政と生産者の間で、顔と顔を合わせた取組を、足で実現させることが一番重要ではないのでしょうか。

そこで、各地域で仲介事業者となる地域商社を育成する支援策が必要と考えます。

先日、県の担当の方とお話した際には、県のスタートアップ支援事業やクラウドファンディングの活用について御提案をいただきました。

しかし、残念ながら各市町のふるさと納税の担当の方々は、自分の地域のことをよく知っていて、チャレンジ意欲のある方は知っていても、地域商社へチャレンジするための様々な県の支援メニューなど、それぞれをつなぎわせて説明することがなかなか難しいと聞いております。

意欲ある民間の方も、仲介事業者としてプロポーザル等に参加しても、これまでの実績が大きな壁になると既に分かっております。

農業分野で言われている「儲かる農業」の、その「儲かる」について行政は最も苦手な分野ではないのでしょうか。

その部分を地域内で育てるためにも、この「ふるさと納税」を利用してはいかがでしょうか。

地域の生産者が「ふるさと納税」によって雇用を増やしたり、その地域商社がIT関係やデザイン関係の職場として雇用をつくり出したりもします。

そこで、御提案です。

市町が取り組むべき課題と片づけてしまうのではなく、県民主役・徹底現場主義・市町協働・チームふくいの実現に向け、交流文化部や産業労働部が連携し、各市町のふるさと納税の仲介事業者となる、地域の方による地域商社の育成を支援すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

最後に、子育て世代へのハラスメント対策について一問、お伺いいたします。

先日、子育て世代の女性の方から、職場でのパワーハラスメントについて御相談をいただきました。

その方は既に転職されてからの相談で、「行政から子育て支援、移住促進事業などよく声を耳にするが、子育て中の私たちの周りでは、パワーハラスメントに対する意識の世代間格差により、すごくストレスを感じている。

企業誘致も大切ですが、身近な既存の職場が働きやすくなることのほうが大切なのは。」という話をお伺いいたしました。

その方は人口の少ない地域にお住まいのため、会社に対して能動的な行動は取らずに、離職を選択されましたが、「その会社ではその会社で、新しく採用された方に対して、同じようなことが繰り返されるのではと懸念をしています。そしてぜひ改善してほしい」と言われていました。

その後、関係機関の方とお話しする機会があり状況をお聞きしましたが、どこの地域でもあることで、対策に困っているとのことでした。

過去にパワハラを受けた上司は部下にパワハラをする傾向が5倍との調査結果があり、自分が過去に受けたパワハラを「教育」として受け取り、上司になってからも厳しい指導が必要であるということで、パワハラをしている可能性があるとの報道もございます。

過去に受けたパワハラを次世代につなげないためにも、労務管理者を対象とし、自分の優位性、組織管理の変化などパワハラに関して認識を改める必要があるのではないのでしょうか。

また、「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワハラ防止措置について、昨年6月から大企業において実施され、中小企業においては来年4月に義務化されることとなっております。

そこで、お伺いいたします。

義務化に先駆け、法改正やパワハラ対策等に関する研修会の実施状況とその成果や、義務化に先駆け、地域の実情に合ったパワハラ予防が必要と考えますが、所見をお伺いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／兼井議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、今後の子育て支援の方針についてお答えを申し上げます。

私もこの夏、ちょっと時間を取りながら、県内の、例えばIターンとかで移住されてきた女性の方とか、それから、県職員でちょうど子育て中とか、これから結婚するとか、これは男性も女性もですし、また、県内で男性の育児支援とか家事支援みたいなことをされている方とか、いろんな方からお話を聞かせていただきました。

特にこれから大事なことは、今まで福井県のモデルというのは3世代同居もしくは近居で、親御さんに手を貸してもらいながら子育てをして、外でも女性も働くというのが一つのビジネスモデルですけれども、なかなかそれが難しくなっている。

特にIターンが増えてくればそれが受けられない、こういう中でどうやって福井県の子育て王国福井を実現していくのか、こういうことに課題を持ちまして、話を聞かせていただきました。

やっぱり、働かされている女性の方ですので、とても時間がないとか、お金がかかるのよねとか、あと、体力ももたないんですと、こういうお話もありました。

そういうお話の中で出てきたのが、例えば一時預かり、今もやらせていただいています。

こういう支援のほかにも家事の支援とか、それから子育て応援タクシー、要は送迎を運転

手さんが行って来てくれて子どもを預かって連れて帰って来てくれるとか、あとは食事の宅配みたいなものとか、お父さんが子育てするところを応援してくれるセンターとか、あとは全天候型の遊び場みたいなのがたくさんあるといいねというようなお話とか、社会全体で育てるんだったらお年寄りと子どもが交流できるような状況があるといいねとか、いろんなアイデアをいただきました。

そういうことを、例えばクーポンみたいなものがもらえてやれるといいですねって、こんなお話もあったわけでございます。

やっぱり子育てをやっていて楽しいというふうな社会もいいですけども、もっとそれが進んでくれば、子育てして得したとか、このくらいの社会になっていくのが重要な、そういうことを福井県としては、できれば目指していきたい。

福井からそうした子育ての在り方というのを発信できるようにしていきたい、そう考えたところでございます。

そういう意味では、この少子化の、もしくは子育ての対策というのは県だけではできません。

やはり現場は市や町にあるわけですので、市や町と一緒にあって、こういった方向をしっかりと共有しながらやっていく必要がある。

もう一つ重要なことは、お金がかかるということです。

物すごくお金がかかる。

やはり第2子まで子だくさんふくいプロジェクトを広げていきますけれども、これをできるだけ所得制限を緩和していくとなると、さらにお金がかかっていく、これをどうするかということも考えながらやっていく必要がある。

そういうことで、例えば今申し上げたようなアイデアについて、消費税の引き上げ分が一昨年の10月にありました。

こういったものとか、もしくはこの6月の議会で認めていただきました核燃料税、これも福井で生まれた子どもたちは関西の地域にたくさん出ているわけですね。

こういうような子どもたちから仕送りをしてもらうというか、そういうような意味で核燃料税は一つあるわけですから、そうした共生として、地域の共生としてこういう財源を用いながら、福井の子育てを全国に発信できるようなものにしていきたい、そう考えているところでございます。

続きまして、ふるさと納税の仲介事業者となる地域商社の育成についてお答えを申し上げます。

御指摘もありましたけれども、最近県内でもふるさと納税、大変伸びているところがあります。

大体のところは特産品、いいものを選んで、消費者の方にささるようなもの、こういうようなものを選んで商品のよさ、もしくは皆さんがほしいと思う、そういった気持ちにマッチする、そういうようなことを狙ってふるさと納税を伸ばしているというのが実情かと思えます。

そういうときに、最近伺いますと、商品の選定とか、もしくはそれをサイトに掲載するところを、お話いただいたような商社といいますか、いろんな事業者にお願いをしている

というところがありました。

その中で、今年度から新たに県内にも地域商社というような形で、そういったところに参入する事業者さんがあらわれております。

そういった県内の事業者を使っている市や町に聞きますと、やはり地域のことをよく分かっているので、新商品の掘り起こしが上手だとか、もしくは商品の見せ方というか、こういう大きさにしたらいいですよとか、また、パッケージこんな形にしたほうがいいのか、こういうことも上手に支援してくれて、結果として大きく伸びたというお話も伺っているところでございます。

これまで使ってきた大手の全国区のそういった事業者さんもいいと思いますけども、やはり地域の事業者さんというのは小回りもきくし、よく話も聞いてもらえて、地域のことをよく知っている、そういうところをぜひ応援できたればいいなと思います。

こういったふるさと納税の地域商社にかかわらず、何といても、県内のスタートアップとか起業とか、そういうのも応援が必要だと思いますので。

ベンチャーピッチというのもありますけれども、例えばクラウドファンディング型のふるさと納税というような、こういうこともできるだけ拡大なんかすることで、いろんな形で県内で活躍しようとしている若い方、もしくは事業者さん、こういったことを応援できるような機会もまた考えていきたいと思っております。

そのほかにつきましては、担当より御答弁申し上げます。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から4点、お答えいたします。

まず、「子ども・子育て支援計画」におきまして、若い世代の婚活ニーズの把握方法と把握内容についてお答えいたします。

この計画の策定に当たりまして、県では、平成31年1月から2月にかけて、20歳から39歳までの未婚者を対象にニーズ調査を行ったところでございます。

この調査結果によりますと、5年前に比べまして、婚活経験のある割合が男女とも減少をしていると。

その理由として「婚活は面倒」だと、それから、「自然な出会いを待ちたい」という回答が多かったということでございます。

こうしたニーズを受けまして、昨年度から「ふくい結婚応援協議会」におきまして、自宅にしながら婚活ができるマッチングシステムを運用しているところでございます。

今後も、会員に対するアンケート等も行いまして、より若い世代の希望に合った婚活支援を実施していきたいと考えております。

次に、「ふくい婚活カフェ」がターゲットとしている対象と、実際の閲覧件数や閲覧者の状況についてお答えいたします。

「ふくい婚活カフェ」は、結婚相談の支援や婚活イベント等の情報を掲載するポータルサイトとして運用してございまして、主に20代から30代の方をターゲットにしております。そこに掲載しております婚活イベントの参加対象でありますとか、昨年度から運用をして

おりますマッチングシステム登録者もその年代の方が多くなっているということです。その閲覧件数でございますが、コロナ禍により減少はしておりますが、昨年度、令和2年度は約40万件、また、閲覧者数でございますと、約3万7,000件となっております。ちなみに、福井県の20歳から39歳の未婚者数というのは約8万人いらっしゃるということでございます。

この方全てが対象ではございませんが、その約半分くらいの方が閲覧者になっているという***確かにそのとおりでないと思っておりますが、そういうような状況でございます。今後も結婚を希望される方にサイトを知っていただけるように、県・市町のホームページや若者の集まるイベント等においてPRしてまいります。

3点目でございます。

既婚の若い方々から情報を広めてもらうということが必要ではないかといったことについてお答えいたします。

県では、平成27年度から「ふくい結婚応援企業」を設けておりまして、その企業の社員の方、約580名が現在「職場の縁結びさん」ということで、独身の社員の出会いのサポートを実施していただいております。

この「職場の縁結びさん」でございますが、独身社員と年齢の近い既婚者の方を中心にお願いをしております。平成27年度の開始以来、これまでに100組の成婚につながっているということでございます。

引き続き、「職場の縁結びさん」を通じた独身社員への婚活イベントの情報や県の結婚支援制度の紹介、さらにはほかの企業との交流会の開催などを実施していきたいと考えております。

最後に、趣味を通じた出会いの機会の提供や店舗等との連携についてお答えいたします。趣味を通して自然な出会いの機会を提供すると、こういった婚活イベントにつきましては、これまでも市町や民間企業、今度は「地域の縁結びさん」でございますが、「地域の縁結びさん」などが主催者となって開催をしております。

例えば市によってスポーツ交流会が行われたり、民間企業と連携をして、ランニングをしながら婚活をすると、こういったイベントも過去にやっております。

昨年度につきましては、コロナということもあって婚活イベントというのは開催してございませんが、今年度は「ふくい結婚応援協議会」におきまして、県内スポーツ団体と連携した体験型イベントをぜひやりたいということで、今、準備を進めているところでございます。

今後とも、議員御提案のあったような、店舗等との連携、趣味を通じたイベントの実施方法につきましても十分考えてまいりたいと思っております。

議長／交流文化部長白寄君。

白寄交流文化部長／私のほうからは、ふるさと納税について2問お答えさせていただきます。

まず、ふるさと納税の目標とすべき金額についてお答えいたします。

県独自の試算によると、出生から高校卒業までにかかる行政サービスの費用は1人当たり約1,800万円、そして、その方が大人になって納める住民税の生涯総額は、約1,000万円となっております。

本県では、毎年約2,000人の転出超過となっておりますため、単純に計算いたしますと、毎年560億円の損失が生じていることとなります。

一方、昨年度、県及び市町に寄せられたふるさと納税額は約70億円でございます。

税を都市から地方へと還流する手段としては地方交付税などもありますが、ふるさと納税は、行政サービスと租税負担のアンバランスを解消する有効な手段と考えております。

より多くの方の共感を得られるような使い道を提案し、より多くの寄附が集められるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、ふるさと納税の寄附額の増加に向けた取組についてお答えいたします。

市町においては、地域の特産品を返礼品として提供することにより、販売額の拡大や商品開発の促進など、地域の活性化につなげておられます。

一方、県では、母校応援など、本県出身者が福井とのつながりを継続することや、来県促進を目的に恐竜博物館の観覧券や福井のツアー商品を返礼品とすることなど、市町との役割分担の下、寄附拡大を図ってまいりました。

県としては、学校の部活の全国大会出場や建物の改修など、具体的メニューを示すことにより、母校応援の寄付募集を強化するとともに、ふるさと納税によるクラウドファンディング支援事業を多くの県民に活用してもらえよう、市町と協力して説明会を開催するなど、さらなる寄附額の増加を目指してまいりたいと考えております。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／私から、子だくさんふくいプロジェクトなど、これまでの子育て施策に関する成果と評価ということでお尋ねをいただきました。

この子だくさんふくいプロジェクトというネーミングでございますけれども、かつての福井県がそうであったように、元気な子どもたちの声が町にあふれて、大人も子どもも活力に満ちた社会に変えていきたいと、そういう願いを込めまして、本県が誇ります日本一の子育て支援策をパッケージ化して、県民の皆さんにメッセージとして、施策の拡充とともにお伝えするというものでございます。

その成果、数字としても表れておりまして、令和2年の合計特殊出生率は前年から0.05ポイント上昇して1.61、これは全国が1.34ですので、大きく上回って全国6位ということになっております。

また、出生数、実際に生まれた数につきましても、平成27年以来5年ぶりに前年を上回りました。

特にこれまで減少していた第2子の出生数が前年を上回ったということでございます。

このプロジェクトを通じまして、子どもの医療費の助成とか保育料無償化を拡充しましたし、新たに在宅育児にも手当の支給を開始しましたことで、若い世代の間でも福井の子育てのしやすさに関するイメージというの徐々に定着しておりまして、職員もこれを実感す

るという場面が度々ございます。

今後さらに工夫を重ねまして、子育てするなら福井ということ全国へと広めていきたいというふうに思っております。

議長／産業労働部長吉川君。

吉川産業労働部長／私からは1点、パワハラを含めましたハラスメント対策についてお答えをいたします。

本県におけます令和2年度のハラスメントに関する相談件数は、福井労働局の窓口で639件、県が行います窓口では39件と、いずれも過去最高となっております。

このため、県では、県内2か所に設けました労働相談窓口で、企業に対しましては、研修講師の派遣等の支援制度を紹介するとともに、中小企業産業大学校におきましては、パワーハラスメント防止研修を行っております。

研修を受講しました企業からは「職場における信頼関係の重要性を新たに認識した」ですとか、「社内の相談体制の整備を早急に進めたい」などの声が寄せられたところでございます。

来年4月におきましては、中小企業で義務化がされます。

これに向けましては、引き続き企業が行う社内研修の費用の支援ですとか、国と連携しましたハラスメント防止セミナーというのがございます。

こういうものの開催などを行いまして、県内中小企業のハラスメント対策を後押ししてまいりたいと考えております。

議長／農林水産部長池田君。

池田農林水産部長／私からは1点、私からは1点、内水面漁業の振興についてお答えを申し上げます。

まず、鮎でございますが、県の内水面総合センターにおきまして、平成29年度以降、毎年、県産の種苗、こちらを200万尾生産し放流をしているところでございます。

また、県内4つの内水面漁業協同組合におきまして、産卵場の造成等を続けておりまして、今年は過去5年の中で最も鮎の遡上の量が多くなっているという状況でございます。

一方、ブラックバス、ブルーギル、オオクチバス等の外来魚の対策でございますけれども、こちらにつきましては、県におきまして毎年、九頭竜湖等で駆除等を行っております。

それと、漁協が行う駆除作業への支援も行っているところでございます。

また、近年アウトドアブームなどもございまして、若者の鮎釣りへの関心、興味が高まっているところでございます。

県におきまして、漁協が行う若者向けの鮎釣り教室への支援でありますとか、スマホで24時間いつでも買える電子遊漁券、フィッシュパスというアプリでございますが、この導入を支援しているところでございます。

今後とも漁協の意見を十分聞きながら、内水面漁業のさらなる活性化に努めてまいります。

議長／兼井君。

兼井議員／それでは、1点お伺いさせていただきます。

先ほど御答弁いただきました婚活のことなんですけれども、若い世代の方々が、婚活が面倒で自然な出会いを求めている、その流れでAIマッチングというのはとても自然じゃない感じがするので、ぜひ自然な、婚活の登録されている方々も多分、自然なほうをより望まれると思いますので、ぜひお願いしたいということと、今ほどいろいろ婚活イベントの話もございました、市町でもやっていたのを知っていますが、いろいろ今日、私、提案させていただいて申し訳ないのですが、婚活というふうなのがばれないように、裏に婚活が隠れているなんて絶対思われぬような工夫をしていただかないと、言い訳が必要というふうな声もたくさん、そういう場所に行くのが必要だと思いますので、今日提案したことは内緒でお願いしたいというふうに思います。

それと、寄附の、ふるさと納税のことなんですけれども、寄附を受けるのはあくまでも自治体ですので、自治体から本当に心のこもった感謝の気持ちを伝えるというふうにするためには、担当の方々がふるさと納税をやってみないと寄附する方の気持ちが分からないかなと思うので、ちょっとやはり仕事上、他県に寄附するというのは、なかなかやりづらかなという気持ちもあるんじゃないかなと思いますので、そこら辺はトップダウンでどんどんやって、いろんなところのことをいろいろ学んで、生かしてほしいというふうな感じのことをお願いしたいと思いますが、その点についてお願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／私もふるさと納税、制度化されてからずっと毎年、自分的には結構、一生懸命ふるさと納税をさせていただいています。

今はこの職になりましたので、福井県にはずっとしていましたが、できなくなってしまいました。ふるさと納税を担当している職員はもちろんですけれども、ふるさとを離れて特に働いている職員、こういう方々にはしっかりと自分のふるさとに貢献できるような、そういうふるさと納税みたいなこともよく紹介をしていきたいと思っております。

議長／以上で、兼井君の質問は終了いたしました。

佐藤君。

佐藤議員／日本共産党の佐藤正雄です。

安倍、菅政権によるコロナ対策の失敗、オリンピック・パラリンピックを開催したことが影響しての感染の爆発的拡大の中、国民の激しい怒りに菅総理は総理の座から降りることを余儀なくされました。

実際、オリンピック開幕の7月23日に全国4200人程度の新規陽性者はパラリンピック開幕の8月24日には2万1500人を超え、重症者は400人から5倍以上の2200人となりました。

感染爆発、医療崩壊で10万人以上が入院もできないまま自宅療養という名の自宅放置状態におかれている異常な状態が続いております。

悲惨な死亡事件も相次いでいます。

今の政治では国民の命を守ることができないとの世論と運動が***として起こっております。

日本共産党は市民の皆さんや立憲民主党などほかの野党の皆さんとも協力して、コロナ対策最優先、医療や介護の切り捨てを中止し、ぶれずに命を守る政治への政権交代を目指すものです。

さて、福井県は100床の臨時の医療施設設置などで全国的に注目を集めています。

しかし、幸いにしてまだ活用する事態には至っていません。

県としても全県的視野でのコロナ病床と療養施設の拡大を行い、極力使わなくてもいいように頑張っておられると思います。

それはこの臨時の医療施設が本格的な稼働となれば、医師や看護師の配置が必要となり、そのことは現在行われている通常の医療に強い影響を与えることになるからでしょう。

そこでお尋ねいたします。

この100床が、例えば半分の50床稼働したとき、また100床全部が稼働したと想定した際には、どのくらいの人数の医師と看護師の配置が必要となるのか、また、それは県内幾つの医療機関と内々に協力要請などを進めているのかお尋ねをいたします。

また、この間、県としてもコロナ患者の後遺症について明らかにされておりますけれども、最近増えている10代から30代の若い患者と、従来の60代以上の中高年の患者とでは、その後遺症に違いは出ているのか、また県内での後遺症医療の現状と課題をお尋ねをいたします。

第二に、生理の貧困についてです。

先日、新日本婦人の会の皆さんが県教育委員会に対して、学校の女子トイレ個室への生理用品の配置を求めました。

県教委は「配置するかどうかは学校の判断であり、保健室に取りに来てもらい相談できることが重要だ」との趣旨の回答でした。

御承知のようにこの課題は「生理の貧困」問題として社会問題となり、急速に対応する自治体や学校が増えております。

県内でも福井市や鯖江市は学校のトイレに配置するとしております。

県は生活学習館で配布するとしております。

NHKの報道では、経済的な理由で生理用品の入手に苦労した経験のある学生が5人に1人と3月の若者グループの調査を伝えています。

東京港区の調査では生理用品がなくて困ったことがある生徒が17%と保健室などで把握している状況よりも多くなっております。

山口市の調査ではトイレに置いてほしいが87%、保健室で構わないは僅か1%です。

東京都では9月から全ての都立高校でトイレに設置を始めました。

5月から先行して実施している新宿高校の校長は「生理用品って、必要なときに必要なだけ使うものでしょう。私だって大便したときにトイレトーパーがなければすごく困っ

てしまう。それと同じだなと思ったんです」と語っておられます。

実際、新宿高校では3か月半で410以上のナプキンが使用されましたが、去年の保健室での利用は10個程度の利用だったそうです。

校長は「生徒たちはコロナ禍でただでさえストレスの多い生活を送っているのです、せめて衛生面での心配をせずに、安心して学校生活を送ってほしいです」と述べておられます。

長々とNHKの報道を引用しましたが、このような現実は県内でも同様です。

そこで昨年度の県立高校保健室での利用状況と課題をお尋ねするとともに、県としても高校生活を衛生面の心配をせずに送っていただくために、県立学校のトイレにトイレットペーパーと同様に生理用品配置を行うべきではありませんか、答弁を求めます。

第三に、県職員の置かれている状況についてです。

コロナ禍で県職員の過重労働、ストレスも大きいものと思います。

西川前知事が「福井県は全国で一番職員を減らした県だ」云々と豪語されていただけに、余計にほかの県の職員よりも福井県の職員には負荷がかかっているのではないかと懸念されます。

そこで質問いたします。

昨年1月以降直近までで、県職員の病休者の人数、切迫流産された人数をお尋ねするとともに、コロナ禍以前と比較しての分析と今後の対応策についてもお答え願います。

さて、福井県は「特急存続に代わる新快速乗り入れなどに関する検討結果」を発表いたしました。

根本問題は自民党議員からも指摘がありましたようにフリーゲージトレイン断念の不利益を一手に福井県民と、サンダーバード、しらすぎ号利用者が負うことになるのであり、国やJR西日本の高速交通を寸断してもかまわないという無責任な態度に怒りを覚えます。県民要求である特急存続ができなくなることは公共交通の歴史の汚点となるでしょう。

また、私が提案した現行特急車両をそのまま活用して、第3セクター区間は快速運行にすれば、166億円の初期投資なしで現在の利便性を一部でも継続できるわけです。

年間数億円程度のマイナス分はさきの事情から、本来国費で負担すべき性格のものであります。

フリーゲージトレインには国費数百億円を投じる予定だったのであり、これは収支マイナス分の50年分以上をカバーできる計算です。

なぜもっとしたたかに国などと交渉しなかったのか、明らかに願います。

次に、原子力行政について質問いたします。

県は10月末に原子力防災訓練を美浜原発事故想定で行うことを発表いたしました。

そこでお尋ねします。

美浜町民はじめ県民の間に大きな不安が広がった40年超の老朽原発再稼働のときに住民参加の防災訓練を行わず、なぜ運転停止後の10月末なのかということですが。

報道されておりますが、住民団体が美浜町全戸にアンケートを配布し、回答された7割以上の町民が老朽原発再稼働に不安との回答でした。

県はこの町民の不安の声をどう認識し、どう応えていくのか、また再稼働と防災訓練、住民参加の防災訓練の順序がなぜ逆となったのか。

住民の安全よりも国や関西電力の意向に付度した結果ではありませんか、明確な答弁を求めます。

さて、県内でも廃止の原発が相次いでおりまして、原発廃炉時代となっております。同様に原発廃止時代に入っているアメリカでは、廃止原発の地域の防災計画を見直して、防災対策の範囲を原発敷地内、オンサイトだけにするなどの動きがあります。例えば2014年末に閉鎖されたバーモント州の原発では2016年に約16キロ範囲の原子力防災計画地域が撤廃されました。

そうなると防災予算は削減され、防災訓練もなくなるわけです。

日本政府も、2019年に「廃炉の各プロセスにおけるリスクに応じた安全規制を検討することも必要」との見解を資源エネルギー庁が出しています。

まさに、後は野となれ山となれの世界になりかねません。

仮に原子力発電所が廃止措置に進むとしても、大量の使用済み核燃料が保管されております。

歴代の県知事が求めるようにそれらが全て県外に持ち出され、県内に使用済み核燃料も含めて全ての核物質がなくなった状態なら、そういう議論が成り立つでしょう。

しかしそれは核燃料サイクル政策の破綻もあり、なかなか非現実的な話です。

そこで知事にお尋ねいたします。

アメリカで起こっているような原発廃止とともに防災範囲と体制を縮小していくことについて知事の見解をお尋ねするとともに、アメリカのように原子力防災が縮小されない保証を政府に求めるべきではありませんか、お尋ねいたします。

次に、米価下落問題、消費税インボイス増税問題について質問します。

収穫の秋なのに収穫を喜べないのは、生産者米価の値下がりです。

J A福井県が決めた生産者に支払う2021年米の内金は、主力のコシヒカリの1等米1俵は、前年比2700円減の1万500円。

ハナエチゼンは、前年比3200円減の9000円です。

そしていちほまれは3300円減の1万2000円です。

北陸農政局の試算でも、米1俵の生産費は1万5000円。

生産費をはるかに下回る米価暴落が起こっています。

この緊急事態に、農民団体は、過剰在庫を政府が買い取り市場から隔離すること、生活困窮者や学生、子ども食堂などへの供給、法的義務もないミニマムアクセス米の輸入中止、転作補助金の大幅拡充などを政府に求めています。

政府はこうした抜本対策に背を向けて、農家に史上最大規模となる生産量の5%相当の36万トンもの転作減反を求めています。

それでも来年6月末の在庫が210万トンにもなり、政府が考える180万トンを大きく上回る見通しとなっております。

これを放置すれば、多くの農民の離農を広げて、農家農業経営体の営農破壊と農村衰退と荒廃がさらに加速される重大な危機であります。

過剰在庫の市場からの隔離を政府に強く要求するとともに、県独自でも生活困窮者、学生や子ども食堂への支援米として購入し、各地のJ A、社協や子ども食堂、大学などと協力

して配付すべきではありませんか、お尋ねをいたします。

また、農家にすれば手取りが大幅に減少する中で必要経費負担が変わらないと、こういう状況を改善するために、例えばカントリーエレベータの料金などについて県の助成制度をつくり、現場での農家の支払いを軽減する、こういう手立てを講じるべきではありませんか、お尋ねをいたします。

さらに追い打ちをかけるのが令和5年からの消費税の適格請求書など保存方式、いわゆるインボイス制度であります。

登録が来月10月から始まります。

これまでの消費税非課税事業者も納税事業者になることがなかば強制されていきます。

特に課税事業者に転換しない農家から直接仕入れているお米屋さんなどが消費税の税額控除ができずに打撃を受けることになることが想定されます。

これは農協への出荷の場合にはいわゆる「農協特例」なるものが適用されます。

そこでお尋ねいたします。

県内の農家、生産組織でいわゆる「農協特例」に当たらない農家、生産組織のおおよその数と生産量についてお尋ねするとともに、県としての対策をお聞きたいします。

また、この消費税インボイスには日本商工会議所や日本税理士連合会などから反対、あるいは延期の要望が上がっております。

建設業の一人親方、個人タクシーの運転手、シルバー人材センターで働いている皆さんなど、いわゆる個人事業主にとって消費税を払わなければならなくなり、1か月分の収入が消費税で消えることにもなりかねないもので、事実上の新たな大増税です。

廃業の懸念も出てまいります。

このように零細の個人事業主への消費税インボイスは生殺与奪の権を握りかねません。

日本共産党はこの間消費税増税に反対し、来る総選挙でも5%への減税を訴えて政権交代を目指しますが、菅政権は、持続化給付金も一回きり、さらに事実上の消費税増税ではまさに小さい事業者は死ねと言わんばかりではありませんか。

コロナ禍で、いろんな業種の皆さんが県などの支援も受けながら必死で生き抜こうとしているときに、非情なインボイス導入の中止を政府に求めるべきではありませんか、県の県内個人事業者への影響の認識と見解をお尋ねいたします。

最後に、戦死者、戦没者の遺骨の扱いを巡る重大な問題について質問いたします。

福井新聞の9月4日付のこだま欄に、越前市の83歳の湯本多美子さんという方の投書が掲載されておりました。

沖縄戦死者眠る土、軍用地使用に憤りと見出しがつけられておりました。

一部を紹介いたします。

私の父の除籍簿には「昭和20年6月21日時刻不詳沖縄本島島尻郡米須二於テ戦死」と記されていますが日付もその場所もあの戦火の中、定かではありません。

今回の埋立てに使われるという土砂の中に、もしかして父の骨や血が染み込んでいるかもしれせん。

いや、父でなくても、あの戦争で犠牲になった日本人であろうがアメリカ人であろうがそれは許されることでは決してありません。

きちんと吊うこともできずその土を工事の材料に使うという、2度も犠牲を強いる権利が存在するのでしょうか。

私は今、この憤りを抑えることができません。

こういう投書の内容でありました。

安倍、菅政治の下で、沖縄でのアメリカ軍基地の建設のために戦争に殉じられた人々の遺骨が混じった土砂を使うというのは、これ以上ない戦死者への冒瀆ではありませんか。

戦死者を二度殺すのか、このような政治は国民から見放されて当然であります。

知事として、この父親を沖縄戦で亡くされた方の慟哭をどう受け止められたのか、そして沖縄の地に散った福井県民など、多数の国民の骨と血を含む土砂を軍事基地建設に使うべきではないと知事として政府に働きかけを行うべきではありませんか。

戦死者と御遺族の名誉を守る杉本知事の明確な答弁を求め、質問を終わります。

議長／知事杉本君。

杉本知事／佐藤正雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず原子力発電所廃止に伴う防災範囲の縮小と保障についてお答えを申し上げます。

廃炉をしたときの防災範囲につきましては、アメリカにおきましては御指摘のとおり、廃炉の決定後、使用済燃料プールに使用済みの燃料を移す、そうした段階で原子力規制委員会に申請をいたしまして、防災範囲を撤廃している、そういう例があるということは承知をいたしているところでございます。

我が国におきましては、IAEAの基準に基づきまして国の原子力災害対策指針が定められておりまして、使用済燃料がプールに移って十分な期間冷却された場合に防災範囲を原子力施設からおおむね半径5キロ以内、今のPAZと同じ範囲、こういったところとするところでございます。

その上で、全ての使用済燃料が施設の外に搬出をされる、県外に出ていくということが福井県の場合想定されるわけですが、そういった搬出、または簡易式のキャスク、こういったものに貯蔵された場合に防災範囲を設けないこととされているところでございます。

こうしたことからアメリカの例のように使用済燃料がプールに残っている間に防災範囲が撤廃されるということは日本の場合はないということでございます。

続きまして、沖縄戦戦没者の遺骨などを含む土砂を基地の建設の埋立てに使用することについての御質問にお答えを申し上げます。

私は、福井県で副知事になっていたときも、この遺族の皆様方と共に、この湯本さんのお父様が眠られていると思われず沖縄県糸満市のまぶにの丘、ここに沖縄福井の塔がございますが、10月17日になりますと毎年慰霊祭に伺わせていただいて参列をさせて、祈りを捧げてまいったというところでございます。

知事になりましたも昨年はコロナ禍で中止になりましたので参りませんでしたが、令和元年のときには遺族会の皆さんと共に参らせていただいたというところでございます。

投書の内容を私も拝読させていただきましたけれども、お父様を亡くされたその思い、そういったことが、切実な思いが綴られているというように考えているところでございます。

一方で、基地の移設計画、これに基づいて土砂を埋めていく、こういうことにつきましては我が国の防衛、それから安全、こういったものに基づくものでございまして、福井県として見解を申し述べる立場にはないと考えているところでございます。
そのほかの答弁につきましては、担当より申し上げます。

議長／総務部長近松君。

近松総務部長／私からは1点、県職員の病休者数と切迫流産者の数、コロナ禍以前と比較した分析と今後の対策についてお答えを申し上げます。

コロナ禍におけます職員の状況につきまして、令和2年1月から令和3年8月までに病気休暇を取得した職員数につきましては、395人でございまして、そのうち切迫流産につきましては15人でございます。

コロナ禍以前と比較をさせていただいた場合、令和2年度の病気休暇の取得者数につきましては202人でございまして、令和元年度の231人から29人減少してございます。

切迫流産につきましては令和2年度が11人、前年度の令和元年度が10人でありまして、1人の増加というふうになってございます。

病気休暇の取得者は減少してございますけれども、新型コロナウイルス対策に伴います業務量の増加でございまして、勤務環境の変化といったところ、また、職場におけますコミュニケーションの減少といったところなど、職場環境に関する課題というのは増加をしておるといふふうに考えてございます。

こうしたコロナ禍でも職員が安心して職務に従事できるよう、所属長からの声かけでございまして、業務分担の柔軟な見直しということを行いますとともに、ストレスチェックの実施でございまして、またメンタルケア専門員による相談対応、また、産業医の個別面談などを通じまして、職員に過度な負荷がかからないよう今後も一層努めてまいりたいと考えております。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から1点、特急存続にかかる国との交渉についてお答えをいたします。

国のフリーゲージトレインの導入断念を受けまして、県といたしましては議会とともに、国、県選出国會議員に対しまして、特急存続について繰り返し要望をしてきたところでございます。

しかしながら、国におきましては、「フリーゲージトレインは整備方式の一案であって、導入を約束したものではない、さらに敦賀駅での乗換え発生に伴って、敦賀駅の構造を上下乗換え方式に変更したと、その際に約240億円の投資といいますか、整備で対応しているというような対応でございまして、必要な対策として既に対応済であるとのスタンスでございまして。

こうした国のスタンスから、特急存続や新快速の乗入れに係る並行在来線の赤字費用を国

に求めていくということについても非常に難しいものと考えてございます。
こうした中で県民益を最大にするための実現可能な方策といたしまして、県といたしましては、敦賀駅における乗継ぎ利便性の確保や、並行在来線の快速運行の具体化を図っていききたいと考えてございます。
並行在来線は、恒常的な収支不足が続くということでございますので、この点につきましても法制化を含めて財政支援を求めてまいりたいと考えてございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは1点、美浜町におけます住民アンケートに対する認識と、原子力防災訓練の時期に関する御質問にお答えいたします。
40年超運転の安全性は専門的な内容でもございまして、県民の方の中には不安を持たれる方もいらっしゃるということは承知してございます。
県ではこれまで、県の原子力環境安全管理協議会をはじめといたしまして様々な機会を通じて、国や事業者の説明を求めてきているところでございます。
今後、国はエネルギー基本計画の説明会を全国各地で開催するとしてございまして、県といたしましては、こうした機会に原子力の安全対策等も含めて、分かりやすく丁寧に説明していくよう、国や事業者に求めてまいりたいと考えてございます。
また、原子力防災訓練でございますが、令和元年度に美浜発電所を対象といたしまして、県独自で訓練を実施しております。
今回は、今年1月に策定された美浜地域の広域避難計画に基づく訓練を計画しているところでございます。
これまで夏に訓練を実施していることが多かったわけですが、今年度については新型コロナウイルスの感染状況も当然考慮いたしますし、また市や町ではワクチン接種について大変な労力をかけていらっしゃるということもございます。
こうした事案も考慮して、市や町など関係機関と協議をした結果、10月末に実施することとしたこととございます。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／私からは2点、お答えいたします。
まず臨時の医療施設の稼働に必要な人員及び医療機関への協力の要請の状況についてお尋ねをいただきました。
まず、この臨時の医療施設では主に軽症者の方を受け入れます。
健康観察を行いますとともに、体調が悪化したときには投薬などの初期治療をここでを行います。
仮に重症化の兆候が見られるような場合には、入院医療機関のほうに搬送すると、そういう役割を果たします。
この稼働に必要な人員といたしましては、50床、半分を稼働させた場合には医師1人、看

看護師4人から5人を、夜間は少なめになりますけども交代制で確保するということになります。

これが100床稼働時は医師1人、看護師7人から8人ということ想定しております。ただし患者様の状況によりまして必要な人数というのは変わってくると思いますので、受入状況に応じて配置したいというふうに考えております。

この人員の確保につきましては、コロナ患者を現在受け入れていただいております医療機関23ありますけれども、こちらと医師会、看護協会と協議を進めておりまして、これらの医療機関、それから医師会等の協力によりまして、医療従事者を派遣いただく準備はもう既に整っているという状況でございます。

それから、新型コロナウイルス患者の方の後遺症についてのお尋ねをいただきました。この新型コロナウイルス感染症に感染した後は、例えば倦怠感とか息切れ等の症状が長引くことがあるというふうに言われております。

これらはいわゆる後遺症と呼ばれているわけですが、明確な定義がまだ国際的にもなされておられません。

また、その原因や治療の方法につきましても、現在確立されたものが報告されていない、さらに国においても全国規模の調査、研究というのは行われていないという状況でございます。

一方、県では個別に調査を進めております。

退院後4週間前後に身体面、それから心理面の不調について、お電話等ございまして伺っているということでございまして、直近で言いますと、第4波の調査では不調があるとお答えになった方は対象になりました194人中37人ございました。

割合にしますと19%ということでした。

内訳、年齢別のこともお尋ねいただきましたが、内訳30歳未満ということになりますと、この時期から少し多めになってはいますが、91人中17人、これは割合として28%。

一方、60歳以上の方は49人中4人、割合では0.8%ということに、違いますね、すみません。ちょっと今原稿の数字が違いますが、49人中4人ということになります。

この不調の内容ですけれども、30歳未満の方はこの感染症の10日間ほどの期間あるんですけど、後期に表れてくる味覚障害、嗅覚障害がずっと続くという方が多くて、こういう方が17人中11人いらっしゃいます。

それから60歳以上の方は体力の低下とか、息切れとか咳などとなっています。

なお、県内では後遺症を専門とする医療機関がございませんけれども、不調のある方は多くはかかりつけ医を受診されていると。

それで現在としてその後継続的に治療しているような方はいらっしゃらないというふうに伺っております。

後遺症につきましてはまだまだ不明な点が多いわけですし、専門機関を要します国に対して調査、研究及び治療法の確立、これまでも求めておりますけれどもさらに求めていきたいというふうに思っております。

議長／産業労働部長吉川君。

吉川産業労働部長／私からは1点、インボイス導入による県内事業者の影響の認識と見解についてお尋ねをいたします。

令和5年10月からの消費税インボイス、インボイスというのは請求書のことですけれども、この制度の導入に伴いまして、これまで納税義務が免除されてきた事業者、年間課税売上高が1000万円以下の方々でございますけれども、これは推計で県内約2万社いらっしゃいます。

これらの方々には、消費税の申告・納税義務が生じますことから、経営に少なからず影響が出るものと予想をしております。

消費税の免税制度につきましては、これは消費税が導入されたときに、納税事務の負担軽減のために導入されたものでございまして、本来公平に課されるべき税の趣旨からしますと、今回の制度導入はやむを得ないものというふうに考えてございます。

また、売上のみで消費税額の計算が可能な簡易課税制度の利用が可能でございまして、これは比較的事務負担の増加が増えることがない形で申告できる制度でございますので、そういった簡易な制度など、事業者の多くの方が制度をよく知らないという声もございまして、こうした声に答えるためにも、県としましては商工会や商工会議所を通じまして、勉強会、講習会を働きかけまして、まずは制度の周知、理解を図っていきたいというふうに考えております。

議長／農林水産部長池田君。

池田農林水産部長／私からは3点、お答えいたします。

まず、米の過剰在庫の市場からの隔離、それから、県独自の支援米配布についての御質問でございます。

県では、これまで国に対しまして、コロナ禍の影響による民間在庫量の米の増加分につきましては、備蓄米でありますとか、海外援助米としての活用、あるいはさらなる消費拡大の喚起など、主食用の米の価格安定に向けた万全な対策を講ずるよう県及び全国知事会を通じて強く要望しているところでございます。

また、主食用米からの作付転換、こちらを進めるため、麦、大豆、そば等を栽培した場合に、主食用米と同等以上の所得を確保できるよう、水田活用直接支払交付金といった制度がございまして。

こちらの単価の維持、予算の確保も国に要望しているところでございます。

県の2年産米につきましては、代表質問等でお答えしたように、現在、ほぼ全量が販売契約済みとなっております。

支援米の配布につきましては、政府備蓄米を無償交付する国の制度がございまして、こちらのほうまだ申込みを受け付けてございます。

子ども食堂等の食事提供団体、それから子ども宅食を行う社協など食材提供団体に対して継続して周知してまいります。

続きまして、農家の支払いを軽減する手立てについてお答えいたします。

米価の下落に伴う農業収入の減少に対しまして、国では収入保険でありますとか、米・畑作物の収入減少影響を緩和する交付金、ナラシ対策というふうな制度がございますが、そうした影響を緩和する制度を設けられているところでございます。

これらの制度を活用することによりまして、農家は基準収入を下回った額の最大9割の補てんを受けることができまして、こちらが稲作農家のセーフティネットというふうになってございます。

県では、収入保険の加入をさらに推進するため、9月補正予算におきまして、全国で最も手厚い保険料の補助制度を設けることと指定してございます。

ナラシ対策と併せ、収入保険の加入を推進することにより、生産者の経営安定を図ってまいります。

次に、「農協特例」に当たらない農家等への県の対応についてでございます。

この農協特例というのは、生産者が農協に委託して行う場合、先ほど産業労働部長から答弁ありましたインボイスの交付が免除されるというような制度でございます。

本県では主食用米として約12万トンの収穫量がございますが、JA取扱いが約6万トン、半分ございまして、これについては農協特例が適用されるというふうに考えてございます。残り6万トンのうち、農家の自家消費が約2万トンと見込まれておりまして、残りの4万トンのうち、農協特例に該当せず、消費税インボイス制度の導入の影響を受ける農家数及び生産量については、詳細な条件といえますか基準があるため不明となっております。今後の対策でございますが、現在国の全農、JAグループにおきまして、全国段階で消費税のインボイス対策検討会を設置し、対応を検討中でございます。

こちらを受けまして、福井県のJAグループにおきましても、今後対応を検討することとしておりまして、県としましてもJAグループと協力しながら、制度の周知など、準備を進めてまいります。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私からは、県立学校における生理用品についてのお尋ねにお答えいたします。県立高校における生理用品の利用状況としては、昨年度1年間で約600個、1校当たり二十数個となっております。

本県では高校に限らず、入学時に家族構成や生活状況を確認し、必要に応じて担任と養護教諭が生活面のフォローを行っており、児童生徒には悩みや困ったことがあれば相談するよう小学校から一貫して指導しているほか、自分から相談できない子どもがいることも想定し声がけとか面談等も行っております。

県教委としては、今後も悩みのある生徒に対しては個別相談を原則とし、生理用品を置く場所については学校判断に任せる考えであります。

議長／佐藤君。

佐藤議員／時間もあまりありませんが、知事に再質問いたします。

原子力防災については2019年に新エネルギー庁が見直しという方針を出しているわけで、それについてはどうなのかと、知事の説明は分かりますよ、現況はそうだと。しかし新たな資源エネルギー庁の方針が示されてきていて、議論されるということについてどうなのかと。

2点目は沖縄の問題は、基地の是非を問うているわけではないんです。戦没者の骨とか血が混じった土砂を使うことに対してどうなのかという知事の見解を問うているんです。

2点お願いします。

議長／知事杉本君。
答弁は簡潔にお願いいたします。

杉本知事／戦没者の関係につきましては、基地移設の問題は国家の防衛安全に関することでございますので、福井県として見解を述べる立場ではないと考えております。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／防災範囲のことにつきましては、これは基本的に原子力規制委員の所管でございますので、そこで科学的な根拠に基づいてしっかりと議論される必要があるというふうに考えております。

佐藤議員／納得いきませんが時間ですので、終わります。

議長／以上で、佐藤君の質問は終了いたしました。
ここで休憩いたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。
田中宏典君。

田中（宏典）議員／県会自民党の田中宏典でございます。

事前の通告に従いまして、知事が提唱されていますお話はマスクでということ、マスクをつけたまま質問と提言をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いいたします。

昨年、国内で新型コロナウイルスの感染者が確認されて以来、新型コロナウイルス感染症は、我が国に戦後最大の危機、未曾有の国難をもたらしています。

この間、様々な対策が講じられてきましたが収束には至らず、8月には第5波、感染爆発ともいえる状況であります。

福井県におきましても、7月下旬以降、感染者が急激に増加したことから、先月6日に福井県緊急事態宣言を発出し、県境をまたぐ旅行・帰省等の原則中止・延期や飲食店に対する営業時間の短縮などを要請してまいりました。

限られた医療資源の中で御尽力いただいている医療関係者の皆様をはじめ、県民の皆様方の御理解と御協力をいただき、新規感染者が減少傾向になったことから、今月12日をもって福井県緊急事態宣言が解除され特別警報となりました。

しかしながら、全国での感染拡大が続いている状態にあることから、今後も引き続き皆様方の御協力をいただきながら、感染防止対策を行っていく必要があると考えております。

県は今年6月に令和4年度に向けた重点提案、要望として新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施を政府に対し要望しております。

新型コロナウイルスを根絶させることは当面難しいという前提の下、安全な医療体制を確保して、感染防止を図りながら、安全な生活を取り戻し、経済を回復させるための財政支援や医療・福祉体制の確保、様々な経済対策等について大きく8項目の要請を行っております。

新型コロナウイルス感染症対策については、要望の結果を待つことなく継続した取組が必要であると考えております。

9月13日から緊急事態宣言から特別警報に切り替えとなりました。

基準自体の見直しについても、国に改定の動きがあることは把握しておりますが、県における今後の見直しの方向性について所見を伺います。

8月20日、全国知事会は「全国的な爆発的感染拡大を突破するための緊急提言」として24ページにも及ぶ提言をまとめられ、政府に要請されました。

9月12日までの緊急事態宣言やまん延防止措置も発出され、新規感染者数の増加は小康状態のようにも見えておりますが、全国各地の医療現場の状態は日を追って深刻さを増しており、人流の抑制についても十分に効果が発現していないと感じております。

個別の都道府県や自治体のコントロールが困難な非常に危機的な局面に至っているという知事会の危機感、専門家や医療関係者のメッセージが国民に十分届いていないとも思います。

今こそ強力な感染防止対策を打ち出し、繰り返し強いメッセージを発出する必要があると考えます。

知事会が行った緊急提言の要点について伺うとともに、改めて県民への強いメッセージを発出する必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

6月定例会以降、自民党県連の役員として医療関係者や市町の議員さん方、県民の皆様方と意見交換をさせていただく中で、行政とは違う視点で多くの御意見をいただきました。それらの御意見を取りまとめ、8月26日、自民党福井県連として党三役、所管大臣に対し「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請」を行いました。

内容につきましては、まず1点目が、感染症対応の大原則は「検査と隔離」であり、人口規模の大小にかかわらず迅速に進めていただくこと。

2点目が、現行のワクチン接種だけでは収束できない可能性が高くなってきており、中和抗体の減少を防ぐ3度目の接種のためのワクチン確保に合わせて、国産ワクチンや内服薬

などの治療薬の開発を進めるとともに、諸外国において現在開発中の治療薬が早期に確保できるよう対策を講じること。

また、重症化を防ぐ抗体カクテル治療薬の確保と軽症段階での投与を可能にする訪問診療などの体制を迅速に整備すること。

世界的な感染の急拡大は新たな変異株を生む可能性もあります。

既にデルタ株よりワクチン効果を減少させるラムダ株の日本への侵入も懸念されます。

確実強固な水際・防疫対策や積極的疫学調査の迅速な実施をすること。

4点目が、首都圏や関西圏において緊急事態下にあることはもはや日本全体の緊急事態であります。

大都市において、お願いや自粛を求める感染対策を繰り返した結果、全く歯止めがかからず、感染が染み出し、医療提供体制の脆弱な地方の感染爆発や医療崩壊が目前に迫っております。

これまでにない具体的かつ強力な感染防止対策や事業継続を可能にする休業損失補償等を全国一律に実施すること。

5点目が、国民感情といたしまして、初期対応における水際対策の遅れや拙速な緊急事態解除などによってウイルスを阻止、制圧できなかったとの思いが根底にあることから、危機感を持った政府の発言でさえ責任転嫁と受け取られかねず、さらに中等症の自宅待機や感染症2類からの格下げ議論などによって、「政府は国民の命を守ってくれない」との伝わり方となっております。

専門家の意見を尊重し、国民の命と生活を守る具体的な感染対策と重症化防止対策を実施すること。

以上の5点につきまして、自民党県連から政府に対して要請を行いました。

福井県では医師会や看護協会など専門家と十分な連携をされ、対策に取り組んでおられますが、国においては専門家と政府の間で距離があるようにも感じております。

これらの要請内容に関する知事の所見を伺います。

特に医療関係者からは、限られた医療資源の中で、武器も持たずに戦っているような現状であり、早く治療薬、特に内服薬を作ってほしいとお伺いをいたしております。

国産ワクチンや経口治療薬の開発の現状についてお伺いをいたします。

次に、原子力政策について4点、お伺いをいたします。

まず、エネルギー基本計画について伺います。

7月、国の新たなエネルギー基本計画案が示され、今月3日からパブリックコメントが募集されています。

計画案では、引き続き、原子力を長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけ、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率は20から22%とされたものの、この数値は現計画と変わっておりません。

また、2050年に向けて、原子力を必要な規模を持続的に活用していくとしていますが、そこに至る道筋も示されず、原子力政策の方向性は相変わらず不明確なまま、曖昧な記述に終始しています。

さらに、原子力発電所の運転期間の延長を検討しているような報道も見受けられますが、

既存の原子力発電所を長期的に活用することで乗り切ろうというのであれば、これまで国策に協力してきた立地自治体の信頼にも影響を与えることは必至であると我が会派の代表質問でも指摘しています。

実際に今まで推進の立場で御協力をいただいております立地市町の議員さんの中にも、国の対応がこのまま続くようであれば原子力政策に対する姿勢を見直したほうがよいのではという意見を聞くようにもなりました。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会や、原子力小委員会の議事録を拝見すると、知事は立地の意見を十分に発言していただいております。

慎重な意見もございましたが、多くの委員からは新增設、リプレースも含め原子力を積極的に活用していく方向での意見が出されておりましたけれども、結局は新增設、リプレースという話は盛り込まれず、原子力につきましては「必要な規模を持続的に活用」という曖昧な表現となってしまいました。

何のための基本政策分科会なのか、ガス抜きのための原子力小委員会なのかと言いたくなってしまう。

代表質問でも知事の評価はお聞きしましたが、改めて第6次エネルギー基本計画案に対する評価、それと基本政策分科会や原子力小委員会の提言がどの程度、この基本計画案に反映されているのかも含めて知事の御所見を伺います。

原子力基本法では、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活水準の向上に寄与することを目的としております。

一方、エネルギー基本計画の根拠法令となりますエネルギー政策基本法は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とするとしております。

私たちは、半世紀にわたり原子力基本法に基づき策定された「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」や「原子力政策大綱」を指針として国の原子力政策に協力してきました。

これからの50年、原子力をどうしていくのかという指針が必要であると考えます。

双方の法律は当然リンクする必要があると思っておりますけれども、原子力基本法の制定の経緯から考えますと、原子力の平和利用について特化した計画を持ち、それをいかにエネルギー基本計画に落とし込むのかという考え方が必要であると考えます。

原子力基本法とエネルギー政策基本法の関係性や解釈について所見をお伺いします。

また、エネルギー基本計画案の2050年に向けて、原子力を必要な規模を持続的に活用していくという不明確で曖昧な記述は、エネルギー政策基本法に定めるエネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するという目的を十分に満たしていないと考

えますが、櫻本副知事の御所見をお伺いいたします。

我が国における原子力の研究、開発及び利用は、原子力基本法に基づき、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」や「原子力政策大綱」を策定し進めてまいりました。福島第一原子力発電所の事故後、原子力を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、平成24年には、原子力委員会の在り方について抜本的な見直しが行われました。

原子力委員会の見直しを受け、長期計画や大綱のような網羅的かつ詳細な計画は策定しないこととした一方で、原子力利用全体を見渡し、専門的見地や国際的教訓等を踏まえた独自の視点から、今後の原子力政策について政府としての長期的な方向性を示唆する羅針盤となる「原子力利用に関する基本的な考え方」が策定されることになりました。

この基本的な考え方につきましては、原子力政策全体を見渡した我が国の原子力平和利用、国民理解の深化、人材育成、研究開発等の目指す方向と在り方を分野横断的な観点から示すものであること、原子力委員会及び関連する政府組織がその責務を果たす上でのよりどころとなるものであり、そのために必要な程度の具体性を確保しつつ施策の在り方を記述するものであること、政府の「エネルギー基本計画」、「科学技術基本計画」、「地球温暖化対策計画」等を踏まえ、原子力を取り巻く幅広い視点を取り入れて、今後の長期的な方向性を示唆するものであること等の性格を有しているものである。

なお、原子力を取り巻く環境は常に大きく変化していくことも踏まえ、「原子力利用に関する基本的な考え方」につきましても5年をめどに適宜見直していく、改定するものとするとしています。

ちょうど今がその時期に当たると思っております。

先ほども述べましたが、原子力基本法とエネルギー政策基本法というのは似て非なるものであると思いますし、どちらかが優先されるというものではないというふうにも思います。原子力委員会の在り方の見直しと、原子力政策大綱や長期計画の必要性について御所見を伺います。

次に、障がい福祉行政についてお伺いをいたします。

昨日の一般質問でも何人かの議員が取り上げておられましたけども、それを引き続きさせていただきますので。

続けさせていただきます。

先日、閉幕したパラリンピックでは、毎日のように繰り広げられたパラアスリートの活躍に感動を覚えるとともに、様々な思いを持ちながら考えさせられる機会にもなりました。私はパラリンピックというものはいろんな思いを国民に分かっていただくようなことで、大変開催してよかったなと思っておりますけれども、テレビや新聞の報道を見ますと、障害者の「害」の字が全てひらがな表記であり、特に違和感を持たずに拝見しておりましたが、閉幕後、間もなくある県民の方からメールをいただきました。

「福井県はいまだに「害」という漢字表記をしている。

障がい者は誰にも害は与えていません。

早く変えてもらえないか」という御指摘をいただきました。

県には以前にも同様の指摘をさせていただき、変更できるところは是正していただいたと思っておりますけれども、障がい福祉課の表記も基本的に変ったのかと思っております。

しかしながら、法令が漢字表記であるので、条例については変えられないということでありました。

現在、他県では条例もひらがなにしているところもあるとお聞きしております。

福井県における「障がい」のひらがな表記の現状と、法令や条例の表記をひらがな表記にすべきと考えますが、御所見を伺います。

次、4点目に、広報広聴を生かした県政運営についてお伺いいたします。

9月2日に県議会の広報会議の広聴の一環で首都圏、関西圏に住む福井県出身の大学生の方々4人と意見交換を実施しました。

「県外から見た福井県の魅力」や「Uターン就職」等について様々な意見をお伺いしました。

少し紹介をさせていただきます。

一つ一つの観光地は魅力的なものが多い。

しかし、観光地一つ一つの距離が離れているのがネックであると思います。

2つ目が、食、特に海の食べ物がすごく新鮮で、それが大きな魅力の一つ。

食文化の発信や地域ブランドを伝えていくことが効果的ではないか。

東京では、福井県に行ったことがある人や興味がある人は少ないという印象。

東京では車を持ってない人が多く、運転できる人も少ないので気軽に行けないのかもしれない。

首都圏における知名度については、そもそも場所が知られていない。

福井県庁ではフェイスブックやホームページで情報発信されていますが、今学生はインスタグラムやユーチューブなどでも情報を取っており、それぞれ配信するともっと若者に魅力が届くのではないか。

商業施設や住みやすさのほか、交通の利便性などに魅力を感じたので、福井には戻らないという選択をいたしました。

女性がUターンしない理由として、福井に帰っても働く場所がないということ、また、子どもの教育は都会のほうが有利ということ、この企業に入れたらすごいなという企業に福井の企業を成長させていくことが重要ではないかというような御意見を大学生の皆さんからいただきました。

これが全てではないというふうに思いますが、大変有意義な活動であったと思いますし、私ども議会としてもしっかりとそういった御意見を拝聴すべきと思えたというのは大変よかったですと思いますので、今後もこのような機会があれば使っていかなければならないと思っております。

長期ビジョンの基本目標にあります活力人口100万人ふくいを実現するために、さらに広報、広聴活動充実するとともに、様々な政策や戦略というものを、惑わされる必要はないですけども、しっかり柔軟に見直しながら戦略を進めていくということが必要があると思っておりますが、御所見を伺います。

議長／知事杉本君。

杉本知事／田中宏典議員の一般質問にお答えします。

議員のほうからは、お話はマスクということで、マスクをされて御質問いただきました。私もちょっと環境を見まして、感染対策はしっかり取られていると、距離もしっかり取れているということを確認しまして、私のほうはマスクを外させていただいて御答弁申し上げます。

まず、知事会の提言の要点と県民への強いメッセージの発出についてということで、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

全国知事会は8月20日の時点といいますと、ちょうど全国で2万5000人以上の感染者が出て、福井県も含む44の都道府県でステージ4の1週間の新規感染者が発生するという非常に危機的な状況になったときにメッセージを出させていただいているところでございます。また、その後、先週の土曜日、11日ですけれども、このときにも依然として多くの感染者が出ている、8000人以上の感染者が出ておりました。

それから、19の都府県の緊急事態等が延長になると、こういうタイミングでも強いメッセージを出させていただいているところでございます。

内容的には、福井県も県民の皆さんに申し上げますけれども、県外との往来、特に帰省とか旅行、こういったものについてはよく、十分に検討いただきたいということですか、また、人混みを避けましょうということもあります。

さらに先日の11日の知事会のメッセージは、私も幹事長にさせていただいて事務方になったものですから、中身に親しき仲こそマスクありという言葉を県内で言わせていただいておりますけれども、その趣旨で、親しき間柄の集まりこそうつつさない、うつらない行動をというようなことも入れさせていただいたところでございます。

コロナ禍が非常に長くなってまいりましたので、強いメッセージを出していくこともとても大切なことでして、皆さんに届くという意味で、心に届くという意味で、非常に重要なことだというふうに思っております。

ただ、それが長くなっているということで、強く言うだけではなかなか響かない、こういうところが多く見られるようになってきたなと感じているところでございまして、福井県といたしましては、強く言うことで今回の8月6日からの緊急事態のときには、あわせて今までやっていなかった飲食店に対する時短要請、こういったことも兼ねてやらせていただきました。

これはこれで効果がありまして、やはりお盆の時期とかの人出も減ってきましたし、9月に近づいてくると急に人出も減ってくる、こういうようなことになったなと感じているところでございます。

もう一つは、やはりエビデンスに基づいて相手の気持ちに届く、強いメッセージが届くというのが大事だなということで、やはり県外から入ってくる、県外との往来で感染が広がっているという事実、または分かっている中で80%以上の方がマスクなしの会話の中で感染が起きているということですか、あとは、ただ旅行に行くというよりは親しい友達に会ったりとか、親戚とのお付き合いがあったときにうつっている事実、こういったことを県民の皆さんにも明らかにさせていただくことで、より強くメッセージが届くように。

また、そういうことを日々させていただいています、私以外の職員も、毎日記者会見を開

いてやらせていただいています。

おかげでメディアも、県内のメディアは非常に好意的に、そういったエビデンスのところも伝えていただいています。

こういう活動を今後もしっかりと続けていきたいと考えているところでございます。

2点目の自民党の福井県連の要請内容についてお答えを申し上げます。

今ほど御説明をいただきました、私も読ませていただきました、大変時宜を得て、適切かつ的確な内容だなというふう感じたところでございます。

特に今、新型コロナウイルスと最前線で闘っている医療従事者の考え方、こういったものを非常に踏まえていただいているなというふう思っているところでございます。

福井県もやはり今年の3月からこの闘いが続いておりますけれども、まずは医療機関、医療関係者、医師会ですとか看護協会、そのほか医療に関わっている皆さんとコミュニケーションをしっかりと取る、皆さんが何を考えているのか、何が課題だと思っているのかということをくみ取りながらやらせていただくということを第一にやらせていただいたところでございます。

そういったことで、積極的疫学調査を幅広く行わせていただいて、どこからうつったのか、またはどこに広がっているのか、その結果PCR検査をたくさんやる、早めに発見して早く治療することで、現在は重症患者はゼロでございますし、例えば酸素の投入が必要な患者さんというのは、この第5波を通じても本当に数が少なかった。

一時一時を見ればほんの数人であって、ほとんどの方は軽症という状況でございました。

こういったことをずっと続けてきたというところでございます。

デルタ株が広がりまして、大変感染力が強いということでございます。

これについても、福井県としては基本的にはこれまでやってきた入院調整を一か所でやる、それから検査の調整も一か所でやる、これが非常に効果的だということでやらせていただいた上で、今までも御説明させていただいておりますが、臨時の医療施設、こういったことも6月議会するときには皆様方にお諮りして予算をいただいて準備をしてきた、体制も整えてきている。

さらにこの後、さらに大きな山が来るかもしれない、そのときには在宅治療に移るかもしれない、こういうときのためにメディカルチェックセンター、事前に1回お医者さんに見てもらって、それから家に帰ってもらう、こういうような体制も、今試行ですけれどもやらせていただいているというところでございます。

今後につきましても専門家、それから現場、この声をしっかりと聞かせていただいて、これからも先手先手で対策を打たせていただく。

そして、これから一番大切なことはやはりワクチンの接種、この接種率をいかに上げていくのか。

もちろん体質的に合わない、もしくは受けられない、こういう方もいらっしゃると思いますが、そういった方々以外にもできるだけ多く打っていただけるような、そういう環境をつくってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、第6次のエネルギー基本計画案の評価、基本政策分科会や原子力小委員会での提言の反映についてお答えを申し上げます。

今回の計画案におきましては、2030年の姿といたしまして、原子力の比率を現在6%となっているところを20から22%に引き上げる、言ってみれば、最大限、今動かせる炉を動かしていく、こういう考え方が示されております。

また、2050年に向けては必要な規模を持続的に活用していく、持続的に活用するという方向性を示されているということでございます。

その上で、使用済み燃料の対策、さらには立地地域の将来像、こういったものについて、国が前面に立つ、それから主体的に関わっていく、そういう姿勢が示されたということで、現状の計画に比べて国の対応が明確になったというふうに考えているところでございます。ただ、御指摘にもありましたけれども、基本政策分科会で私はその原子力の必要な規模というのをしっかりと明示しないといけないじゃないかということをお願いしました。

また、ほかの委員から、多くの委員から新增設、リプレースの方向性を示すべきだということの議論があったことは明らかでございまして、このことが中に入っていなかったということも事実でございます。

これについては、国のほうは原子力政策についてはいろんな諸課題について、今後とも資源エネルギー調査会などの場でしっかりと議論を引き続き行っていくということをお願いしておりますし、今回示さなれなかった2030年の必要な規模をどう確保するのかといったことについて、私といたしましても積極的に今後とも議論するよう求めてまいりたいと考えております。

そのほかにつきましては担当より御答弁申し上げます。

議長／副知事櫻本君。

櫻本副知事／私から、原子力を必要な規模を持続的に活用していくというエネ基計画案の不明確で曖昧な記述は、エネルギー政策***の目的を十分満たしていないのではないかと御質問にお答えをいたします。

次期計画案では、2030年カーボンニュートラル実現という目標の下で、再生可能エネルギーの最大限導入とともに、原子力については必要な規模を持続的に活用するという大きな方向性が盛り込まれたところでございますが、その量、割合などについては明らかでなく、御指摘のとおり曖昧な状況となっております。

以前の原子力長期計画、あるいは原子力政策大綱が現在は作成されなくなった経緯などを考えますと、かつてこれらに盛り込まれておりました原子力の様々な課題に関する長期的な道筋は、エネルギー政策基本法を受けましたエネルギー基本法の中である程度具体的に示されるべきと考えております。

国は、総合資源エネルギー調査会等の場で引き続き議論を深めていくとしており、県としては必要な規模をどう確保するのか等も含め、積極的に議論を行うよう国に求めてまいります。

議長／地域戦略部長前田君。

前田地域戦略部長／私から1点、長期ビジョンの基本目標である活力人口100万人ふくいの実現のための広報、広聴活動及び政策等の見直しについてお答えいたします。

「活力人口100万人」でございますが、定住人口の確保に加えまして、新幹線開業等の機会をチャンスに、交流人口、関係人口の拡大を図りまして、福井に新しい活力をもたらそうという考え方でございます。

県内外を問わず多くの方々の発想や意見を取り込みまして、本県の魅力向上につなげていくことが重要と考えてございます。

これまでも移住してきた子育て世代の意見を参考にしまして、移住サポーターの創設や社会全体で子育て世代を応援する「ふく育応援団」をスタートさせたところでございます。

また、県外に進学した学生の意見を基に、本県出身で県外に在住しておられる学生さんが記者になって就活向けの企業レポートを作ってもらい、それを配信する、こういったことでUIターンにつながる新たな事業ということも行っているわけでございます。

今後、長期ビジョンの進行管理を行うということ今年度作りましたけれども、それは成果の評価だけではなくて、様々な活動を実践している方々から具体的な提案をいただく場というふうに考えてございます。

また、県外事務所におきましても、県人会、学生グループなどとの意見交換の機会をさらに拡大して、こういった意見を取り入れながら新しい政策に反映させていきたいと考えてございます。

議長／安全環境部長野路君。

野路安全環境部長／私からは、原子力政策について2点、お答え申し上げます。

まず1点目、原子力基本法とエネルギー政策基本法の関係性についてお答え申し上げます。原子力基本法は、原子力の研究、開発及び利用の推進を目的といたしまして、昭和30年に制定されたものでございます。

同法の趣旨を踏まえまして、原子力委員会が昭和31年から概ね5年おきに原子力長期計画、その後名称を変えまして原子力政策大綱など、網羅的な計画を作成しておりました。

一方、エネルギー政策基本法は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を目的に平成14年に制定されたものでございます。

この法律に基づき、国はエネルギー基本計画を平成15年から作成しておりまして、概ね3年ごとに見直しが行われているというところでございます。

これは原子力規制委員会が設立されたことに伴う仕事上の整理といたしまして、平成25年に原子力委員会の在り方見直しが行われました。

その際、エネルギーに関する原子力利用はエネルギー基本計画が定められ、研究開発は科学技術振興計画が定められるということございまして、重なる部分が多いということなどから、原子力政策大綱は作成しないというふうにされたものと承知してございます。

続きまして、原子力委員会の在り方の見直しと原子力政策大綱や長期計画の必要性についてということで、今ほどの続きになりますけれども、原子力委員会は、政府としての長期的な方向性を示唆するという位置づけで、平成29年に「原子力利用に関する基本的な考え

方」を作成してございます。

今後、エネルギー基本計画の改定などを踏まえ、これを見直すということにしてございます。

原子力の様々な課題の方向性につきましては、昨年7月の基本政策分科会におきまして、分科会の委員であります知事から、核燃料サイクルの具体的な進め方などを示していた「原子力政策大綱」のように、別途検討することが必要ではないかと提案しているところでございます。

先ほど来、申しておりますとおり、国はエネルギー政策の諸課題につきましては、総合資源エネルギー調査会などの場を活用して引き続き議論を深めていくということをごさいます。その際には原子力基本法の趣旨も念頭に、長期的な視点に立って原子力の研究・開発や利用の方向性などについて具体的に検討していくことが重要だと考えてございます。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長／私から3点、お答えいたします。

まず緊急事態などの基準の見直しの方向性についてのお尋ねをいただきました。

国は重症者などの医療の逼迫度というものに注目しまして、これを重視した緊急事態宣言の解除の判断の新たな基準を出しております。

これは、全国的に感染者、重症者が急増しまして病床が逼迫し、自宅療養者が増加したことを受けてというふうに理解しております。

本県におきましても、第5波の中、全国と同様に感染者が大きく増加しました。

この中では、50日間連続2桁ということがこの日曜日まで続いていたということもございます。

従来からの指標の一つであります1週間の新規感染者数は高止まりしておりますけれども、一方で医療につきましては原則入院の体制も維持できておりますし、早期発見、早期治療、ワクチンの接種の進展等によりまして重症者も少ない、宿泊療養施設の拡充により自宅療養者もないということをごさいます。

このように、本県は全国と事情が異なる部分はありますけれども、第5波を受けまして、国と同様に医療の逼迫度を重視した指標の見直しは必要というふうに考えておりますので、専門家の意見も伺いながら、県内の医療提供体制の実情に応じた病床利用率などの指標の見直しを今後検討していきたいというふうに思っております。

次に、国産ワクチンや経口治療薬の開発の現状についてのお尋ねをいただきました。

国内でも国からの研究費を受けまして、数多くの企業や研究機関が国産ワクチンの開発に取り組んでおります。

現在使用しているワクチンと同じ種類、メッセンジャーRNAワクチンのようなものもございまして、新たな種類、組み替えタンパクワクチンのようなものもありまして、今7つ治験が開始されているというふうに伺っております。

また、軽症患者等を対象としたウイルスの侵入とか増殖を抑える効果のある治療薬の研究開発も進んでおりまして、この中には1日2回、5日間飲む、投与することによりまして

重症化を防げるような経口治療薬、飲み薬が、いわゆる臨床に近い治験、最終段階の第3層の治験に進みつつあります。

もし経口治療薬が確立できると、コロナ感染症治療が外来で行えるということの意味しておりまして、医療機関の負担も大幅に軽減されることとなります。

私どもとしましても、一日も早い経口治療薬の開発と承認を国に対しても求めていきたいと思っております。

次に、障がいのあるひらがな表記についてのお尋ねをいただきました。

私どもも障がいのある方への思いを大切に、共生社会の実現に向けて県民の皆さんへのメッセージとするためにも、障害者団体の意見も伺いながら、令和元年6月から組織の名称、条例の文言、それから県が作成する通知文等を次々とひらがな表記として変えております。

ただ、法令上用いられている用語を引用する条例等の表記につきましても、国が漢字の害の字を使っておりますものですから、法の性質上、ひらがな表記にすると同一の法令を指すことにならないということで、今回調査をさせていただきました全ての都道府県がまだ漢字表記としていることが分かりました。

これを受けると、やはり本県でも改正できる状況にはないと考えています。

ただ一方で、今回の調査で4県で、条例は直していないんですが、ホームページ上などの表記は全てひらがなにしているというところが見つかりましたので、我々もそれができないかということで、障がい者団体と再度協議しまして、こうした対応ができないかどうか、検討していきたいと思っております。

議長／田中宏典君。

田中（宏典）議員／時間も終わりますので、終わります。

後ろからもっと詰めるという話がございますので、しっかりとこの後詰めさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長／以上で、田中宏典君の質問は終了いたしました。

北川君。

なお、北川君より資料を使用したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

北川議員／民主・みらいの北川博規です。

発言通告書に従って、質問と提言を行わせていただきます。

実は6月議会も最後の質問者でございました。

9月議会も引き続き最後ということで、待ち遠しい時間でもございました。

これまで2日間、代表質問を聞いていまして、やはり知事の現場の声を聞くという、その言葉は大変重いな、とてもすばらしいなと思っております。

そういう面では、今日今からお尋ねすることも現場の一つの声ということで、真摯に向き合っていたきたいなと思います。

それでは今回、3点で質問させていただきます。

まず1つめは、特別支援学校の設置基準と寄宿舎指導員の状況についてでございます。

特別支援学校の在籍数はこの10年間で1.23倍に急増しています。

一方学校数は1.11倍にとどまっています。

各地で学校の過大化・過密化が進み、一つの教室をカーテンなどで仕切って二つにしたり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりする事態がまん延。

文科省の19年度調査で不足教室は全国で3,162に上っています。

背景には、学校教育法で定められた学校の中で唯一、特別支援学校だけ国が設置基準を設けず、教室不足になっても法令違反とならないことから、都道府県が積極的に学校を整備しないという問題があります。

資料1に示しました。

大変字が小さくて申し訳ないんですけども、これ以上大きなものはどうしても引っ張り出せなくてごめんなさい、家に帰ったらまたゆっくり拡大してください。

ただ、こういうものがあるという事実だけは示しておきたいと思います。

資料1にありますように今年5月、文部科学省は、教育環境の改善に向け必要な校舎の面積などを定める「設置基準」を初めて特別支援学校にも策定することを決め、素案を公表しました。

特別支援学校は障害のある子どもたちを対象に、一人一人の多様な実態に応じた指導や支援を行う場であるだけに、学校施設にも多様性を保障できるような基準が必要です。

本県では、「福井県教育振興基本計画」の中で、特性や心情に配慮し、誰もが安心して学べる教育環境の整備がうたわれております。

多様なニーズに対応した教育を推進する特別支援学校は、本県の教育指針の中核でもあります。

お伺いしたいと思います。

本県の特別支援学校11校において、新たに素案として示された「設置基準」への適応状況を伺います。

特別支援教育が、障がいのある子供たちのニーズに応じた教育と自立に向けての支援であるのは言うまでもありませんが、その中で、特別支援学校の寄宿舎について伺いたいと思います。

寄宿舎は、集団の中での生活を通して社会性を身につけるという点で大きな意味を持つとともに、家族のレスパイトという点でも大変重要です。

保護者からは、「友だちとの関わりが増え、刺激を受けて、私もやってみたいという意欲や豊かな生活につながっている」、「社会的なマナー・ルールを教えてもらえる」といった声も聞こえてきます。

寄宿舎の利用を希望する多くの保護者がいる中で、指導員が少ないために入舎を断ったり、泊数を調整したりせざるを得ないということはないのでしょうか。

正規の指導員の増とともに、臨時の指導員も含めた十分な職員数の確保を求めたいところ

です。

そこで伺いたいんですけども、寄宿舎の入所希望者のニーズと受入れ状況について伺いたいと思います。

それとともに、知事の特別支援学校における寄宿舎についての認識を伺います。

寄宿舎のマンパワーの部分について伺います。

配布資料を御覧ください。

資料2にあるように、特別支援学校の寄宿舎は、特別支援学校としては6校に設置されていますが、その目的の一つが、先ほども話したように、仲間や寄宿舎指導員の皆さんとの生活を通して、社会生活を身につけていくことであるのは間違いありません。

その点から、寄宿舎指導員と寄宿舎に入舎する生徒との人間関係や信頼関係は大変重要な要素でもあります。

規定では、寄宿舎指導員の数は小中学部高等部それぞれで肢体不自由以外の舎生に対しては生徒5人に対して、職員が1人。

肢体不自由の場合には、3人に対して職員が1人となっています。

また、小中学部では寄宿舎指導員の数が12人を下回る場合は12人となっています。

しかし、資料2に示したように児童生徒数と職員数の状況によると、学校によって大きな違いがあり、アンバランスな状況にあるように思えてしかたありません。

その理由や原因はどこにあるのか伺いたいと思います。

この規定に従った職員数の算定はパソコンで瞬時にはじき出されます。

大切なのは、そこに、子どもたちに寄り添った人的な確保がなされているのかという問題です。

職員の配置の際には、障害や子どもたちの生活レベルに応じた職員を確保するため学校現場にヒアリングを行い、その上で、寄舎生の安全・安心と職員の無理のない勤務を担保することが重要であると考えますが、所見を伺います。

指導員の確保という点から、「丁寧な職員確保と配置」がなされているのかという点から伺います。

前述したように、寄宿舎の指導員と寄宿舎に入る生徒との人間関係や信頼関係が大変重要な要素ともなってきます。

「丁寧な職員確保」はなされているのでしょうか。

生徒との人間関係、信頼関係を重視し、職員採用、確保の段階で、それまで臨時任用として信頼関係を築いてきた人材を正規職員として確保したり、指導員の経験値が引き継がれるよう、年齢的な配慮をして配置が行われているのでしょうか。

また、寄宿舎生の状況をもとに、男女のバランスにも配慮した配置が行われているのでしょうか。

男女のバランスは職員のバランスも含めてです。

所見を伺いたいと思います。

お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／北川議員の一般質問にお答えを申し上げます。

私から、寄宿舎指導員の状況についてお答えを申し上げます。

県内の特別支援学校、今は6校について寄宿舎が設置をされておりまして、うち、5校については入舎定員内ということで、全員が寄宿舎に入れている状況です。

残りの1校については、定員を、希望者がオーバーしているということで、毎日入ることができないということで、オーバーしている部分を見て、入れる日数を削りながら全員が入れるような体制をとっている。

その上で、入舎できない日についてはスクールバスで送り迎えをするといった、通学については保障しているというところでございます。

特別支援学校の寄宿舎については、これは、児童生徒の今申し上げたような登校の利便をはかるというのも一つありますけれども、何と言っても教育的にも自立の生活、生活の自立という意味でも大変スキルアップに結びつくというメリットもあります。

また、結果として親御さんとか御家族の皆さんにとってのレスパイトということにもなるというメリットがあるわけでございます。

今後につきましても、通学をします児童生徒、居住の地域、どこで育っているかも重要でございますし、親御さんのニーズ、こういったものも見ながら、寄宿舎への希望も変動しますので、その状況を見ながら寄宿舎の指導員の配置についても適切に対応していきたいと考えているところでございます。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／私から4点、お答えいたします。

まず、特別支援学校の設置基準への寄宿舎指導員の状況について、適応状況についてのお尋ねでございます。

国の設置基準案では「学科」とか「編制」とか「施設及び設備」等について示されておりまして、このうち「施設及び設備」の校舎の面積について1校が基準を満たしておらず、現在、設置基準へ適合させるための検討を始めております。

同じく運動場については、3校が必要面積を満たしておりませんが、障がい特性例えば肢体不自由児や病弱児等によって、障害特性による運動場を使用する機会が少なく、設置基準の「教育上支障がない場合はこの限りではない」という、該当するものと考えております。

2点目は、寄宿舎の児童生徒数と職員数の現状についてのお尋ねです。

特別支援学校の場合、生徒の出入りが多く、寄宿舎においても、生徒の数は変動しやすい状況でございます。

寄宿舎指導員の職員数は、単に入舎する生徒の数だけでなく、その障がいの種類や程度、学校の事情なども考慮して決定しております。

配付資料2によりますと、嶺北特別支援学校と嶺南東特別支援学校の間で何かアンバランスに思われるかも分かりませんが、嶺北特別支援学校につきましても、現在、寄宿舎の2

棟のうち1棟を改修中ございまして、生徒の受入れを一部制限しております。改修が終わると、寄宿舎に入舎する生徒の数は以前のように70名程度が見込まれております。

一方で、嶺南東特別支援学校では、これまで30名程度が寄宿舎に入舎しておりましたが、令和2年に改修が完了し、学校が見込んでいたよりも寄宿舎を希望する生徒が集まりました。

現在、上限いっぱいの47名が入舎しております。

このように、各学校の諸事情を配慮しながら指導員を配置しており、それほどアンバランスとは捉えておりません。

3点目は、職員の配置に関する、学校現場へのヒアリングについてのお尋ねでございます。職員の配置につきましては、人事異動の際、各学校長からヒアリングを行い、その中で子どもたちの障がいの種類や障がいの程度、また、その学校特有の課題等を聴き取りし、配置に反映させております。

例えば、肢体不自由の児童生徒が多い場合や、知的障がいの学校で高等部の生徒が多い場合には、子どもたちの世話をするのに身体的な負担が大きいため、配置を手厚くするなど配慮を行っております。

今後も、特別支援学校の状況を踏まえ、寄宿舎指導員の適切な配置に努めてまいります。

最後に、職員の採用に関してのお尋ねでございます。

採用の原則は、公平・公正が第一義でありまして、臨時的任用職員を優先的に採用することはできません。

配置につきましては、正規採用者、臨時的任用者ともに平均年齢が上がっていますが、異動の際には、必ずベテランを残すようにするなど、指導員の経験は引き継がれるよう配慮しております。

男女のバランスについては、同性介護の観点から学校からの要望も強く、原則として男性が異動した際は、男性を配置するよう努めております。

議長／北川君。

北川議員／ありがとうございました。

また後で、時間があれば再質問をさせていただこうと思っています。

いろんな事情があるというのも分かります。

ただ、公平公正、そのさらにもう一つ、丁寧という、この部分、職員採用に関しては丁寧なというのが大変重要な要素であるというのはいろんなところで感じますので、後ほど時間があれば再質問をさせていただくということで、次に移りたいと思います。

次に、医療現場の支援と今後の医療体制について伺います。

日々のコロナ対応に御尽力いただいている健康福祉部の皆さん、医療従事者の皆さん、健康管理センタースタッフの皆さんに本当に心より感謝申し上げます。

ただ、今なお、コロナ収束の道は見え、学校が再開されたこともあり、さらに陽性者が拡大していく不安を抱えざるを得ない状況で、病院での医療従事者に的を絞って伺わせて

いただきます。

PCR検査への対応、発熱外来への対応、ワクチン接種、通常の医療業務と、これまでの業務に加え、緊張感を伴った業務が積み上げられ、限られた医療体制の中で、疲弊感とモチベーションの低下が見られる状況です。

市立敦賀病院の場合でも、医師、看護師、事務職員、等を合わせると、発熱外来で、延べ12名、ワクチン接種で、延べ22名が携わり、通常の医療業務への影響は避けられない状況です。

特にコロナ感染者が集中する、自治体病院である、県立病院と市立敦賀病院では、看護師の皆さんの疲弊感は極限に達しているのは、間違いありません。

ただ、勤務のひっ迫感が可視化されず、外からは見えない状況であるために、現実の問題として捉えづらく、改善を求める大きな社会の声にならないのが懸念される点でもあります。

伺います。

県立病院の場合、感染病棟に勤務する看護師の夜勤時間は、どのように把握されているのか伺うとともに、看護師の夜勤における72時間ルールに対する現状と今後の方向性を伺います。

看護師を含め、医療従事者の皆さんの疲弊は極限を迎えています。

しかも、直近の報道にもありましたように、この状態は「長期戦を覚悟しなければならない」という言葉は大変不安感を誘います。

今後、この状態が長期間続いた場合、心身ともに、折れてしまいかねない状況に対して、どのように対応していくのか、今後の見通しを伺います。

特に根っこにあるマンパワーの不足に対して、どのような手立てを持っておられるのか伺いたいと思います。

特に、学校が再開され、必然的に児童生徒の感染リスクは高くなってきます。

小学校低学年の児童の感染が確認された場合の入院に対して、体制を整えていくことは重要になるわけですが、1人での入院、また、居住地から離れた病院への入院となるのは、精神的にもかなり厳しいものであるのは言うまでもありません。

児童・生徒の感染、特に幼児や小学校低学年児童の感染に対しての対応方針を伺います。

県では、体育館での療養者受入れの準備を整えているわけですが、感染者が嶺南地域にも広がっている状況の中で、さらに全県下に拡大した場合、高浜町をはじめとする嶺南から嶺北への移動や緊急時の対応を考えると、かえってリスクが高まることも懸念され、住民の不安は大きなものがあります。

また、代表質問でも取り上げさせていただいたように、今の状況下では、基幹病院や現在コロナ病床を維持している病院では、医療逼迫につながりかねない状態でもあります。

特に、嶺南地域の感染者の増加に対して、既に満床となっている現体制では対応し切れません。

福井県はこれまで医師会と強固な協力体制の下で、現在のコロナ拡大を食いとめてきました。

現時点での民間病院との連携、つまり、民間病院のコロナ感染者の受入れ状況をお伺いす

るとともに、今後、民間病院への協力を強く要請したいと思います。

また、医療スタッフを集中して、嶺南にも臨時医療施設設置の準備等の必要性を感じます、代表質問でも取り上げた内容ではありますが、確認の意味で現時点での所見を伺いたいと思います。

県立病院、市立敦賀病院といった自治体病院の疲弊感はかなり高いと考えます。感染病棟の看護師やスタッフだけではなく、そこに人的な資源を集約しなければならないことによって、ほかの病棟やスタッフの業務も圧迫しています。

人的な支援に対して、特に看護師の確保・補充という点での方法に対して、すべを持たないのでしょうか。

であるとするならば、医療従事者の精神的な負担に対して、何らかのインセンティブがあってしかるべきです。

慰労金の支給が進んでいる病院がある反面、病院によって慰労金の支給にバラつきがあり、不公平感を感じているとも耳にしています。

今後の医療従事者に対するの支援の手立てと方向性を伺います。

議長／健康福祉部長窪田君。

窪田健康福祉部長/5点お尋ねいただきました。

まず県立医療病院の感染病棟に勤務する看護師の夜勤についてです。

診療報酬制度上、看護師の一人当たり平均夜勤時間が72時間、月で超えますと、診療報酬が減算されるという制度があります。

この制度は実はICUとかコロナも含めた感染症病棟には適用されないんですけども、看護師さんの健康保持、質の高い看護を提供するというところで、このルールに添って夜勤時間を管理することが必要であると考えています。

現在県立病院ではこの夜勤時間を平準化できるように、御家庭の状況とか体調等に配慮して、シフトを組んだ上で毎月提出される勤務実績表により、夜勤時間の実績を確認しております。

実際にはコロナ患者の多いときに一時的にこの72時間を超えた例がございましたので、今後も含めまして、あらかじめほかの病棟からの応援職員を確保するなどして、この72時間ルールを守るということをこれからも努めていきたいと考えております。

医療従事者の疲弊、マンパワーの不足に対してどういう手立てを持っているかというお尋ねでございます。

県内のコロナ受入機関で働く職員を確保するためにお医者様については昨年度より12人多い56人を受け入れ、医療機関に現在派遣しております。

さらにナースセンターと連携しまして、看護師さんの再就業を促進しておりまして昨年4月以降ですと45の方が再就業につながっていますということがございます。

また、医療事業者の方を支援していこうということで臨床心理士による電話相談、これは昨年1年間で122件の相談をいただいておりますけれども、そういうことで心のケアも行っているほか、県民の皆様からの御寄附を頂戴しましたので、医療機関に贈呈して、医療機

関ではさまざま利用していますが、例えば疲労回復のためのマッサージの受診券をお配りするとか、いろいろ勤務環境の改善に活用していただいております。

今後も医療従事者を支えるためにナースセンターなどを通じて医療人材を確保してまいりますとともに、現在県単独で特殊勤務手当も持っております、3000円から4000円の日額ですけれども、こういったものも支援も含めまして働きやすい環境を整えてまいりたいと思っています。

幼児の方や小学校低学年を中心にした児童の感染に対しての対応方針についてのお伺いをいただきました。

小児のコロナ患者は、脱水症状や熱性痙攣などの容態急変のリスクが高いということがまず一つあります。

さらに抗体カプセル療法が適用外になりますので、投薬とか治療の方法も限られているということです。

そこで、全体の医師会等との話し合いの中で、症状や年齢などに応じた受入医療機関というのがあらかじめ設定しまして、こういった患者様が出た場合は円滑に入院治療、そちらに入院していただく体制を整えております。

また、乳幼児とか小学校低学年の児童の方の場合、一人で入院生活を送ることが困難な場合があります。

この場合には保護者の同意を得た上で付添人をいただいたり、症状が軽い段階では、保健所の健康観察のもと、自宅で待機していただくということも、実際には例としてございます。

第5波以降、小児患者が増加していますが、ここまで全てのケースにおいて、保護者や患者様本人の状況、希望を十分に伺った上で、入院コーディネートセンターのお医者様が最も適した療養方法を選択されていまして、これまで中等症とか重症に至った患者さんはいらっしゃらないということになります。

それから、民間病院のコロナ感染者の受け入れ状況、それから嶺南における臨時医療施設の必要性ということでお尋ねをいただきました。

本県当初は民間病院でのコロナ患者の受け入れはございませんでした。

現在ではこれまでに100床、これは51民間病院がございまして、このうちの10病院で受け入れていただいております、第5波では入院患者の約3割がこの民間病院での受け入れとなっています。

一方で構造上感染防止のためのゾーニングとか動線確保ができない病院もあります。

そういった病院の方々には検査とかワクチン接種を担っていただくということで、様々な形ですべての民間病院の方にコロナ対策に協力いただいているのが今の福井県の状況でございます。

入院調整自体は県自体で行っております。

嶺南地域について、継続的に満床になったことはありませんけれども、受け入れが仮に難しいとしましても県内の医療機関とか宿泊料用施設、それから嶺北ではございますが臨時医療施設に入院入所できるそういうコーディネートセンターの体制が整っております。

ただし宿泊療養施設につきましては、第五波の感染者1500人、8月末ですのでもう少し増

えていますけども、このうちの軽症が大半を占めている20歳代以下ということですので、宿泊料用施設は拡充する必要があるということで、この拡充分を嶺南地域で確保したいということで、間もなく運用が開始できるというふうに考えてございます。

それから、医療従事者の支援についてのお尋ねをいただきました。

特に慰労金のお話でございます。

医療従事者への慰労金につきましては、昨年度国の包括支援交付金を活用しまして、県内すべての医療機関に従事する医療従事者等、約2万4000人おられますが公平に支給されています。

これとは別に今年になりまして国が新たな制度を設けました。

コロナ患者受け入れ病床数に応じて、医療機関に対して一時金を支給すれば、幾らかを支援するという制度でございます。

県とか市町を通さずに、国が直接補助しているんですけども、県内医療期間ではこの補助制度を活用しまして、医療従事者への手当の支給を行っているんですけども、受け入れ医療機関のうち3機関が申請していない状況でございます。

そこで私どもとしては改めて国の制度活用をお願いしている、周知をさせていただいております。

また、県独自の、先ほど出ましたけれども、特殊勤務手当等については今年度に入りましては4か月間で既に前年度の約7割に相当する支給実績となっております。

今議会でも補正予算をお願いしているところでして、今後こうした制度も活用して、医療従事者の支援をしていきたいと考えます。

議長／北川君。

北川議員／大変丁寧な対応していただいているなどいろんなところで感じます。

また後ほど時間があればということで恐らく時間があると思いますので、再質問させていただくとして、3点目の大きな項目にうつらせていただきます。

3点目は私立幼稚園等の医療的ケア児受入れへの支援についてということでございます。

6月議会において、「医療的ケア児の受入れに必要な看護師確保について、学校や園の負担軽減のための支援をすべき」という質問をさせていただき、知事からは「県内における学校それから保育所等における看護師の配置状況については、特別支援学校は県、それから小中学校は市町となりますけれども、学校の関係につきましては、両者が必要な人員を確保している状況である。保育所等につきましても、国庫補助等を受けて、全ての園につきまして確保されている状況である。ただ、医療的ケア児は増えていく、そういう傾向にあるので、今後とも注視していきたいと考えている」といった答弁がなされています。

特に、「学校や保育所で安定的に看護師を確保する、そういう意味では待遇などを維持していくこと、一定水準を確保することは大事だと思っているので、その点についても、状況を注視していきたいと考えている」という、財政的な面でのバックアップという答弁には、多くの関係者が勇気づけられたのを覚えています。

ただ後で、その質疑の中で扱われたのが、保育園と学校に関してのもの、つまり私立幼稚

園に関しては、範疇に入っていなかったということを知り、残念で後悔もしています。

そこで今回は、その私立幼稚園の支援について伺います。

資料3を用意しました。

特集でも組まれた内容です。

以前にも述べさせていただいたように、私立幼稚園が苦勞して看護師確保に尽力していません。

あわせて資料4、その裏側も御覧いただければと思います。

医療的ケア児を受け入れている保育園に対する支援の内容を掲げています。

それを見ますと、国庫補助がなされている公立の保育園や小学校に対しては、福井県としても、看護師雇用を支援する目的で、「医療的ケア児保育支援事業」として、令和3年度も4,215万円強の予算が組まれています。

県内7市町が参入している状況にあります。

これにより、国2分の1、県4分の1、市町4分の1の財源確保がなされています。

一方で、その枠の中に含まれていない、私立幼稚園の場合はどうなのか。

国からの、障害児受入れのための40万、または80万円、人数によってですが、弱の補助金が交付されていますが、医療的ケア児を受け入れるために不可欠な看護師の確保の予算としては、ほど遠いものとなっています。

今回、話題になっていた私立幼稚園では、その不足する部分を持ち出しとして補填しています。

それだけの思いと御苦勞を自ら抱える以上に「医療的ケア児受入れの必要性と社会的な使命」を優先している状況です。

本来ならば、行政がなすべき対応を民間機関が行っているという点に、大きな問題を感じざるを得ません。

公立、私立によって、補助の制度が異なることに対して疑問を感じますが、医療的ケア児を支援していくという、大きな方向性に整合しない状況であると考えます。

改めて伺いたいと思います。

医療的ケア児保育支援事業活用の状況と、それに含まれない、私立の幼稚園や学校についての対応と所見を伺いたいと思います。

大切なのは、現実に今精いっぱい支えようとしている園が存在しているということであり、それは、本来ならば、行政がなすべき対応を民間機関が行っているという点を改善していくことです。

資料4にありますように、令和3年5月に示された、福井県の「令和4年度重点提案・要望書」には、重点事項12「誰もが安心して暮らせる医療と福祉」の中で、「医療的ケア児の入所希望に適切に応えるため、公立幼稚園や保育所と同様に、私立幼稚園が医療的ケア児を受け入れた際の財政支援を行うこと」と述べられています。

全国を眺めてみても、私立の子育て支援施設に対して補助制度を設定している都府県も少なくありません。

国に対して要望していくことは、当然大切ではありますが、その改善がなされるまでの間、県がしっかりと補助金を設定して支えるべきと考えますが、知事の所見を伺いたいと思

ます。
以上です。
お願いします。

議長／知事杉本君。

杉本知事／ただいま御質問いただきました私立幼稚園などの医療的ケア児受入れへの支援について、1問目と2問目、あわせて私のほうから御答弁を申し上げます。

医療的ケア時の保育支援事業につきましては、今年度につきましては、9の市町で9の施設で12人の児童の入園しております、前年度と比べて3人増えているところでございます。

私立学校につきましては、先ほど御紹介もいただきましたが、小中高とこれについて看護師の配置の補助制度があるんですけれども、私立幼稚園については対象外となっているという状況でございます。

そういう中で、先ほどお示しいたきました資料にもありましたが、今年度、一人私立幼稚園にお子さんが通い始めたというところでございます。

そういうこともありまして、今年今年5月に県としても自由要望の中で私立幼稚園に対しても同様の、看護師さんの配置についての補助を行うようにという要請をさせていただいたところでございます。

こういった意味でこれからも県といたしましては、入園している幼稚園と意思疎通をしっかりと図りまして、必要な支援策、人材の確保も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

あわせまして、ちょうど今子ども庁の議論がされています。

こういった子ども庁のようなところで、子どもの問題というのはあちらこちらでバランスを欠いていることのないように、網羅的、一元的に国の施策ができるようにそういう環境をつくっていただけるように福井県としても国に対して子ども庁の議論に対して意見を申し上げていきたいと考えているところでございます。

議長／北川君。

北川議員／時間が少しあるので、何点か確認をさせていただこうと思いますけど、今ほどの知事の答弁をどのように捉えたらいいのかなというのは大変微妙なところなんですけどもその私立幼稚園と意思疎通を図っていく、いろんな支援をしていく、私としてプラスの方向でということですが、何よりも国が責任を持ってやっていくことが原則だと思いますので、そちらへの要望、確実に行っていただきたいですがどうなのでしょうね、国へ要望してそのまま次年度の予算にということはかなり厳しい部分はあるのかな、それを願いながらも、ぜひそれが叶わなかったときには県としても支えていただくということを支援という形で、私としては受けとらせていただこうと思います。

それでは、再質問ということで2点ほど伺いたいと思いますが、まず先ほどの医療の話で

すけれども、72時間ルール、ICUとか特別な病棟は別として、4対1とか同一のものは平均という、この平均でカウントする夜勤の時間数、とてもこれ微妙な形になると思うんですね。

例えば、8時する人がいれば、そこに10時間する人が要れば平均は下がってくる、数学的な世界の話だと思いますけれども、大事なのは先ほど部長からもお話がありましたけれども、看護師の勤務の安全と医療事故の防止をきちっとやっていくという点だと思っています。そういう面では平均が72時間を下回る、当然なんですけれども、それに安心せず、しっかりと下回るような勤務態勢を、マンパワーを増員してほしいなと思っています。

これは質問としてはやめておきます。

それから、最初の特別支援学校のお話なんですけれども、設置基準、素案なんですけれども、設置基準を満たさない学校が幾つかあるというのはさっき伺いました。

運動場のときで、肢体不自由とかその必要度云々という話も教育長からありましたけれども、運動場が必要なのはそうじゃないと思うんですね。

運動機能がないから、そういう言い方じゃないんでしょうけれども、運動機能がないからこそ、お日様の下でしっかりと太陽の光を浴びながら、そしたら***でもその中で生活する時間、そんな時間をつくってあげるという意味での運動場だと思います。

そういう意味で、ぜひ確保していきたいんですけど、もう一度伺いたいと思いますけれども、設置家順に確か令和5年だと思います。

令和5年に一応それが目標だったのかなと思っていますけれども、設置基準をカバーするためにこれから財政的な面も含めてどのようにそれを確保していくのか、少し意気込みをお聞かせいただけたらと思います。

議長／教育委員会教育長豊北君。

豊北教育長／将来の児童生徒数の推移も見ながら、校舎面積や教室数を改め精査しまして、必要な設備を検討してまいります。

議長／北川君。

北川議員／財政の問題も絡んでくるわけですし、従来の場所にそういう施設がないところも当然あるわけで、認められている状態だと思います。

ぜひ前向きに、やれることはやれる範囲で精一杯やっていただくことを祈願いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長／以上で、北川君の質問は終了いたしました。

以上で、通告による質疑及び質問は終了いたしましたので、ほかにないものと認め、日程第1の各議案に対する質疑及び県政全般にわたる質問は終結いたしました。

次に、日程第2の請願についてを、あわせて議題といたします。

この際、お諮りいたします。

会議規則第38条第1項の規定により、日程第1の議案18件をお手元に配付いたしました議案付託表のとおり、また、同規則第91条第1項の規定により、日程第2の請願1件をお手元に配付いたしました文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3 予算決算特別委員会への権限の付与についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

予算決算特別委員会に対しては、第77号及び第78号の決算関係議案の審査のため、地方自治法第98条第1項の地方公共団体の事務の管理、議決の執行及び出納の検査に関する権限を付与することにいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

各委員会付託案件審査等のため、明16日から10月5日までは休会にいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長／御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

各委員会は、休会中十分審査され、来る10月6日に、その審査の経過及び結果について御報告願います。

来る10月6日は、午後2時より会議を開くこととし、議事日程は当日お知らせいたしますので、御了承願います。

本日は、以上で散会いたします。